

最近の労働立法における若干の動向について (4)議員立法の成果と今後の課題

TAKAFUJI, Akira / 高藤, 昭

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

28

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

71

(終了ページ / End Page)

129

(発行年 / Year)

1982-02-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006771>

最近の労働立法における若干の動向について(4)

―議員立法の成果と今後の課題―

高 藤 昭

目次

はじめに

一 勤労者財産形成促進法の原理

二 労災保険法における動向

―通勤災害補償制度を中心にして―(以上二三卷三・四号)

三 失業保険の雇用保障化動向

―雇用保険法の原理と構造について―(二四卷三号)

四 使用者の集団責任化動向(二六卷三・四号)

五 議員立法の成果と今後の課題(本号、完)

(一) はじめに

(二) 成立した議員立法の成果

(三) 廃案となった議員立法案の成果

最近の労働立法における若干の動向について(4)

最近の労働立法における若干の動向について(4)

七二

〔四〕 労働立法分野における議員立法の總括と今後の課題

〔五〕 おわりに

〔二〕 はじめに

議會は立法を(憲四一條)、政府は議會によって立法された法律の執行(憲七三條一號)を中心とする行政を、という議會と政府との古典的な職務分担の觀念にしたがえば、議員が法律案を提案することは、その固有の職務であり権限であるのに反し、政府による法律案の議會への提出はその本来の職務でも権限でもない。現行憲法においても、政府による法律案提出の根拠は、七二條による内閣總理大臣の職務としての國會に対する「議案」の提出のなかに加らうじて見出されるにすぎない。

しかし、この議會と政府との職務分担關係の古典的理解、あるいは憲法体系上の位置づけにもかかわらず、現実には政府提出立法が圧倒的優位を占め、議員提出によって成立した法案は全体のごく一部をなすにすぎないことは周知のとおりである。このことは労働立法の分野でも例外ではない。現行憲法下、労働立法分野で成立した議員立法を示すと次表のとおりで、第一國會から第九一國會(昭和五四・一二・二一―五五・五・一九)までの間に既存法律の一部改正法を含めて、わずかに一九件にすぎない。これを同期間において成立した政府提出法が一〇四件(一部改正を含む。)であることに對比すればその劣勢は蔽うべくもない。

現行憲法下におけるこのような議員立法の低調さは、法律の制定にともなう予算編成権が政府にあること(憲七三條六號)、それとの關係もあって、國會法が、議員が法案を提案するには、衆議院では議員二〇人以上、參議院では

成立した議員立法一覧（１～91国会）

成立した国会	成立年月日 (昭和)	提出議員 所属の院	法 案 名
16	28. 8. 7	衆（水害 地緊急対 策特別委 員長）	昭和28年6月及び7月の大水害の被害地 域にある事業所に雇用されている労働者 に対する失業保険法の適用の特例に関す る法律
	同 上	同 上	昭和28年6月及び7月の大水害による被 害地域における失業対策事業に関する特 別措置法
	28. 8. 4	参	労働金庫法
19	29. 5. 12	参	労働基準法の一部改正
20	29. 12. 8	衆	労働組合法の一部改正
28	33. 4. 18	衆（内閣 委員長）	駐留軍関係離職者等臨時措置法
	33. 4. 24	参	けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等 に関する臨時措置法
34	35. 3. 30	衆	失業保険法及び職業安定法の一部改正
38	36. 6. 2	衆（内閣 委員長）	駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改 正
51	41. 6. 27	衆	日本勤労者住宅協会法
	41. 6. 27	衆	駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改 正
58	43. 5. 10	衆（社会 労働委員 長）	社会保険労務士法
65	46. 5. 19	同 上	労働組合法の一部改正
68	47. 5. 26	衆（建設 委員長）	日本勤労者住宅協会法の一部改正
72	49. 5. 31	同 上	同 上
83	52. 12. 9	衆（社会 労働委員 長）	特定不況業種離職者臨時措置法
	同 上	同 上	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に 関する臨時措置法
	同 上	衆（運輸 委員長）	船員の雇用の促進に関する特別措置法
84	53. 5. 12	衆（社会 労働委員 長）	社会保険労務士法の一部改正

(注) 「衆」は衆議院, 「参」は参議院の略

同一〇人以上、予算を伴うものについては衆議院五〇人以上、参議院二〇人以上の賛成を要することとしていて（五六条）、議員立法に抑制的であることのほか、憲法が議院内閣制をとっていることが大きな原因であらう。すなわち議院内閣制のもとでは議会と政府は一体の関係にあり、とくに政党政治のもとでは、多くの場合議員数の過半数をしめる与党―したがって、議員立法が成立するためには、この与党の賛成を必要とするのが普通―と政府とは不可分一体の関係があり、与党議員

はみずから法案の立案、提案の煩瑣な労をとることなく、政府をして立法案を提出せしめうるし、また政府提出法案については、事前に自己の意にそのような内容とすることが可能だからである。要するに議院内閣制のもとでは、立法府という議会の伝統的觀念にもかかわらず、議員立法はむしろ例外的にのみ存在するものとなる。その例外的なケースとしては、当該法案に対して政府が消極的であるとき、多数の省庁にまたがる事項であるため政府部内での意見調整＝法案の立案が困難であるとき、とくに与党主導で法案を成立せしめる要請の強いとき、また野党との政治的かけ引の關係での必要性のあるとき、さらに、国民の総意を代表して、議員の手により超党派的に立法するにふさわしいとき、などがあげられる。この結果が、戦後三十有余年の間の労働分野での議員立法成立件数僅々一九件となっているのであり、とくに予算を伴う法律案の場合には、それがかえって自然であるようにもみえる。議會は、政府から提出された原案について審議し、その内容に不満であればそれを否決し、あるいは修正を加えれば、立法府としての機能は果たしているといえるかもしれない。

しかしながら、政府提出立法は、なんといつても行政担当者の側からの立法であり、また、わが国では多くの場合官僚主導立法である。換言すれば、上からの立法であつて、そこでは立法によつて恩恵を受けるべき主権者たる国民の立場よりも、とかく官の側の立場や配慮が優先的に働き、真に国民のための立法たりえない体質をもっている。このような欠陥は、議會において議員修正すればよいかもしれないが、それには限度があり、その効果を十分期待することはできない。そうだとすれば、政府提案立法の優越はすでに議會制民主主義の空洞化を招いているのであつて、主権者たる国民に多大の不利を生じていることを意味する。そしてここに、議員立法の重要性が再認識される。議員立法は、国民が直接選出した議員による立法として、「国民の、国民による、国民のための」立法というにふさわ

しく、議會制民主主義の華ともいふべきものである。この議員立法の意義は、労働立法分野においてはとくに重要性をもつ。労働立法は、上からの立法ではなく、社会経済的状況や産業構造の変動によって生じた労働者の生活状況の変化に即応した、いわば下からの立法の強く要請される立法分野である。したがって、政府提案立法よりは直接労働者に密着した議員提案による立法が好ましいのである。

しかし、ここで一つの問題は、議員立法を成立させるに足りる議員数を確保した多数党が保守党であり、かつそのことが長く続いた場合である。労働法は既存の市民法原理、市民法秩序を破って新しい立法原理を導入した法秩序形成の主役となる革新的性格をもち、しかもそれは利害あい反する労使関係を前提とするゆえに、その状態のもとでは、この分野での議員立法はおのずから消極的とならざるをえないのである。労働立法の推進母体となるのは多く労働者側の利益を代表した革新政党であるが、これによって多くの立法提案はなされるものの（付表参照）、少数政党のために大部は廃案の憂きめをみることになる。戦後のわが国では片山内閣時代を除き、この状態が続くのであって、議員立法成立件数のさきにみたような少なさは、ここにも原因がある。

しかしこの革新側野党の提案した立法案は、たとえば駐留軍関係離職者等臨時措置法のように、そのときの政治状況によっては与党の賛同をえて陽の目を見ることもある（後述）。また廃案にはなっても、革新政党提案として当然のことながら、将来の立法をリードする新しい原理に立った重要法案であることが多いことから、その提案によって、それと同一指向をもつ政府提案立法を誘導し、先導する力のあることは見逃すことはできない。

本稿は、現行憲法制定以来三十有余年を経た今日、さきに述べたような議會制民主主義の華としての議員立法が、労働立法の分野においていかなる成果をはたしたかをふり返り、現にいかなる課題を負っているかを考察しようとする。

最近の労働立法における若干の動向について(4)

るものである。ただし、右に述べたことから、単に成立した議員立法のみでなく、廃案となった（撤回されたものを含む）立法案をも対象とする。また対象としたのは、現行憲法制定以後の第一国会から、第九一国会（昭五四・一二一五五・五）までである。

なお、議員の立法活動は、立法提案のほか、政府提出案に対する議員修正、附帯決議などがあり、これらが労働立法発展史上に残した足跡は顕著なものがある。したがって、これら立法提案以外の議員活動を考慮にいれないことは、本稿の主題からみて大きな欠陥となる。しかし、この点は私の力の及ばなかったこと、そして、なんといつても議員修正などは議員の立法活動として政府提案を受けての受身的なもので、その積極性においては立法提案がもっともまさるものであることから、これに限定しても一応の成果はあげうると判断したものである。

〔二〕 成立した議員立法の成果

議員立法として成立した一九件の立法のなかには、労働委員会委員の定数増を実現した労働組合法の一部改正のように、内容的にさほどの重要性をもたないものもあるが、労働立法発展史上評価すべき重要な内容をもつものがある。まず昭和二八年災における失業保険と失対事業の特例法⁽¹⁾は、風水害のような特定地域における労働者の生活上の危機に際して一般労働保護法規の特例的措置をとるという立法形態の原型をなすものであった。それは直接風水害に関するものとしては昭和三四年災における同様の政府立法を引き出し、さらにそのつどの風水害ごとの臨時的立法ではなく、激しい災害にそなえた恒久法としての「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」へとつながってゆく。

また労働金庫法は、労働組合等を会員とし、会員または会員を構成する者からの預金の受入れ、または会員に対する貸付業務などをなす労働者による、労働者のための独特の金融機関を創設した。

さらに、日本勤労者住宅協会法は、「戦後」の終りとともに相対的に改善されてきた衣と食に比し住の立ち遅れが顕著となってきた状況を背景とし、住宅の公的供給機関（住宅公団、地方住宅供給公社等）とならんで勤労者の自主的組織、勤労者の蓄積した資金によって良好な住宅が勤労者の手に渡ることをねらいとして制定されたものであった。すなわち、労働金庫と同連合会、消費生活協同組合と同連合会、その他の勤労者の福利団体を出資者とし、勤労者住宅の建設、貸貸その他の管理および譲渡などを業務とする「日本勤労者住宅協会」を設立したものである。国の助成としては、住宅金融公庫、年金福祉事業団からの融資の配慮と、税法上の優遇措置がとられているのであって、ねらいはあくまでも勤労者の組織による、勤労者の蓄積資本による勤労者住宅の建設であった。そこには、まだ勤労者の連帯による住宅建設の立法原理まではみられないが、今後の労働者住宅建設についての一つの方向を提示した立法である。

社会保険労務士法は、従来行政書士の独占的業務であった社会保険法関係法規、労基法などの労働法規上の行政庁への事務手続の代行業務を行政書士以外の者が事実上行っていた実態をふまえ、これを法的に認知して、新たな法律制度としての独占的代行業務を立法化したものである。それ自体としては労働立法とはいえないが、その制度創設によって、間接的に労働者が正当な社会保険・労働法規上の利益を受けることを促進することとなる点で労働立法としての性格を認めることができる。

このように各立法ともそれぞれの意義をもつが、なかんづく以後の立法を先導するパイオニアの意味をもったの

は駐留軍関係離職者等臨時措置法、失業保険法及び職業安定法の一部改正立法、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する法律であつた。

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、昭和三二年六月二日に出された岸リアイク声明により、アメリカの日本駐留軍削減の方針がとられ、その結果として、突発的に大量の駐留軍関係日本人労働者が解雇し失業にみまわれることとなつたことに対処して制定されたものである。その内容は、①駐留軍関係離職者、労働者についての特別の職業輔導の措置をとること、②離職者の就職を容易にするため、アメリカ軍から返還された国有財産を臨時の住宅の用に供する配慮をとること、③アメリカ軍からの返還国有財産を離職者が多く関係する法人に通常の条件よりも有利な条件で譲渡し、貸しつけること、④離職者の自立に資するための関係行政機関による事業資金の融通のあつせん、などの再就職促進のための特別措置を講じたほか、離職者に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整のための駐留軍関係離職者等対策協議会を設置したものである。

この法律の意義は、まず第一に特定職域の労働者集団のための特別法を制定したことである。これはその労働者集団——かなりの高齢者層である——が一時に大量の失業を余儀なくされ、しかもそれが国策の転換によつてもたらされたものであることが立法の根拠とされたものであらう。一時に大量に生じた失業は、個々に生じた場合に比し再就職が困難であり、特別の対策を要すること、さらにそれが国の政策転換から生じたことは、国の補償としての性格をもつて、この種立法を根拠づけるのである。

第二に、その特別立法の内容は、当時の職業安定法上の雇用保障についての消極的な姿勢から一步ふみ出し、より積極的に特定労働者集団の雇用保障に乗り出したものとみられることである。本法の規定は表現がきわめて抽象的で

あり、現実にどこまで効果を發揮したかは疑問の余地のあるところではあるが、ともかくも法制上は從來にみられなかったより積極的な雇用保障への指向をうち出したことはたしかである。⁽²⁾

このような二重の意義をもった本法は、より直接的には、その直後の政府立法たる炭鉱離職者臨時措置法のモデルとなり、特定労働者集団たる炭鉱離職者についての、手帳制度や広域職業紹介措置をともなった、より充実した特別立法を誘導し、はなれては第八三国会（昭五二年）における議員立法たる特定不況業種離職者臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法、船員の雇用の促進に関する特別措置法、第八五国会（昭五三年）における政府立法たる特定不況地域離職者臨時措置法につらなるのである。なお以上はすべて限時法である。

ところで、消極的職業安定から積極的雇用保障への展開は、特定の職種、地域に一時に大量の失業者が発生し、または発生する可能性の強い場合、より重要性和緊急性をもつものではあるが、その必要性はこのような場合にかぎられたものではない。たとい一人でも失業者が存在する以上、政府は座して求人申込みが職業安定所になされるのを待つべきではなく、より積極的に当該失業者の就業の場所を提供すべきである。このことは憲法二七条一項の労働権に対応する国の責務である。この労働権原理からみて、戦後のわが国労働保護法は大きな立ちおくれを示していたことは顕著な事実である。しかし、戦後の混乱期を脱した段階ではもはやこの立ちおくれは放置できるものではなく、労働権原理に基いて、より積極的にかつ一般的に雇用保障を図る立法が要請されていたのである。これに対応したのが第三四国会（昭三五）での自民党提案「失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律」であった。本法により職業安定法上、一般的制度としての広域職業紹介制度（現行一九条の二）が設けられた。

この制度は、労働大臣は、求職者がその地域においては職業に就くことが困難であると認める場合には、他の地域

において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、関係都道府県知事又は公共職業安定所長に対し、当該計画に基いて広範囲の地域にわたり職業紹介活動を行うことを命ずることができるとするもので、消極的職業安定から積極的雇用保障への動向のあらわれとしてはきわめてささやかなものであり、また当時ようやく顕在化してきた労働力不足基調と労働力流動化の必要性が背景にあったとみられるが、ともかくも昭和二二年に制定以来、二三年に一度改正されたのみで沈滞していた職業安定法に労働権原理Ⅱ雇用保障の息吹をふき込んだものとして評価できるであろう。

しかし本改正法の主たるねらいは失業保険法の改正にあった。そしてこの失業保険の改正が、右の職業安定法の改正動向と軌を一にし、失業保険法に原理上の大きな転換をもたらすのである。改正事項はつぎのとおりである。

- (1) 公共職業訓練受講者に対する給付日数延長制度創設
- (2) 職業安定法上の広域職業紹介活動命令地域における給付日数延長制度の創設
- (3) 就職支度金制度創設
- (4) 保険料率、国庫負担率の引下げ（三分の一から四分の一へ）
- (5) 日雇失業保険の待機日数短縮

国庫負担率引下げという制度後退面とのさし違えの側面もつが、右の(1)から(5)までの改正事項は、いままで失業保険がほとんどなかったといつてもよかったものを新たに附加する画期的改正とみることができる。すなわち、従来の失業保険は、移転費の支給や福祉施設としての措置など雇用促進的措置が皆無ではなかったものの、憲法条項にてらせば、二五条の狭義の生存権原理に立脚し、失業者の失業中の生活保障に専念していたといつても過言ではな

かったが、(1)から(3)までの制度創設は、再雇用確保のための生活保障あるいは費用保障としての側面、すなわち雇用保障としての性格を強く前面にうち出したのである。⁽³⁾もともと失業保障は狭義の生存権と労働権（とくに就労機会不
提供の場合の第二義的内容たる生活保障）とが競合する分野であるが、三五年改正法は、この労働権保障の側面を強
くうち出した立法であつた。そして、それ以後、昭和三八年の政府提案立法たる改正法による技能習得手当、寄宿手
当、さらに法律面上にはあらわれないが福祉施設としての、雇用促進住宅等の物的施設、職業訓練特別給付金、労働
者確保奨励金等多額の給付金制度の創設につながり、さらに、その名も求職者給付あるいは基本手当と代えられて、
もはや失業者に対する生活保障給付Ⅱ失業保険金は雇用保障のための従属的地位に置かれるにいたつた観のある雇用
保険法に引き継がれるのである。

以上、駐留軍離職者臨時措置法、職業安定法改正法、失業保険法改正法、いずれも消極的職業安定、あるいは生活
保障から積極的雇用保障への転換の先導的機能を發揮したものとみることができよう。

さて成立した議員立法のなかで、労働立法發展史上看過できないものをもつのが「けい肺及び外傷性せき髄障害の
療養等に関する臨時措置法」である。本法は、すでに制定されていた「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保
護法」（昭和三〇年法律九一号）の規定によって療養または療養費の支給を受ける期間が経過してもなお療養を要す
る者に対し療養給付を支給すること、またその間賃金を受けない場合には傷病手当を支給すること、これらに要する
費用については国庫十分の八、残りを事業主負担とすること、などを内容とするものであるが、けい肺、外傷性せき
髄障害に関する一連の立法の一部であり、これに対しては廃案となつた議員立法が強く関与しているので、それとの
関連において論ずべく、後述に讀むこととする。

最近の労働立法における若干の動向について(4)

(1) 失業保険特例法は、水害による事業の停止のため休業を余儀なくされた労働者を失業者とみなして失業保険金を支給するものであり、緊急失業対策事業の特例法は、水害地での失対事業についての国の負担割合を増加したものであった。

(2) 荒木「雇用保障の法的課題」(有泉吉稀記念所収) 五〇八頁参照。一般的な失業保障から雇員保障への動向はすでに多くの学者によって指摘されているところで、文献は、高藤「最近の労働立法における若干の動向について」(2) (社会労働研究 二四卷、三号六二頁、注(1))に掲げておいた。私もこれらの学説に賛成するものである。積極的雇用保障が展開される前の職業安定法との関係では、消極的職業安定から積極的雇用保障へという表現で示した。

(3) 同旨、荒木前掲書、五〇八頁

〔三〕 廃案となった議員立法案の成果

付表でみられるように、成立した議員立法件数の少なさに比し、提案されながら成立しなかった議員立法案件は尠大といってもよい。それは、冒頭にも述べたごとく、労働法の担い手である労働者の利益を代表するが国会議席数のうえで多数を制しえなかった少数党たるいわゆる革新政党所属議員の提案によるものであるからである。革新政党は労働法の推進母体でありながら、少数党であるために法案の提案のみに終ることが多いのである。しかし、革新政党提案であるだけに、そのなかには、将来の労働立法の先駆的形態と目され、機を得れば陽の目を見る可能性があるといわれるものが多数存在している。陽の目をみていない立法案件の主なものあげるとつぎのようである。

〔集团的労使関係法〕 労働組合への当事者適格付与立法、スト規制法廃止立法、公労法、地公労法におけるスト権回復立法、五現業職員の政治活動禁止解除立法

〔個別的労使関係法〕 労基法改正立法(女子深夜労働禁止の特例廃止立法、割増賃金率改善立法、平均賃金算定

方法改善立法、週休二日制などの労働時間短縮立法、男女平等化立法)

〔雇用保障法〕 駐留軍関係労働者雇用安定立法、炭鉱労働者雇用安定立法、国有林労働者雇用安定立法、母子家庭の母の雇用促進立法、解雇制限立法、雇用における男女平等化立法、定年制禁止立法

以上に對し、原案そのものは廃案になったが、何らかの形で同一指向をもつ政府立法を誘導し、先導的效果をはたしたとみられる立法案も数多く存在する。ただし、この場合、それがはたして政府立法を先導したかどうかを厳密に立証することは困難である。政府提案立法が出る前に同一指向をもつ議員立法の提案が先行していたとしても、もとと社会的あるいは國際的要請から政府として独自に立法の意図をもっており、時期的にたまたま議員提案より遅れたというものもある。しかし、法案の提出行為は、議員の立法活動のなかでもっとも強力なもので、同一指向をもつ議員立法提案が政府案よりも時期的に適度に先行しているということは、前者が後者を先導したとの一応の推定は可能であると考ええる。このような意味で先導的效果をもったとみられる議員立法案は以外に多く、つぎのような立法分野があげられる。

- (1) 特殊職業病(けい肺等)の予防および補償立法
- (2) 最低賃金立法
- (3) 身体障害者雇用促進立法
- (4) 港湾労働立法
- (5) 家内労働立法
- (6) 中高年齢者の雇用促進立法

最近の労働立法における若干の動向について(4)

(7) 建設労働者の雇用安定立法

(8) 賃金支払の確保のための立法

そこで、以下、それぞれについて、ややくわしく説明を加えることとする。

(1) 特殊職業病についての予防および補償立法

嚙矢をなしたのは、第二一国会（昭三〇）での参議院議員（社会党）提案による珪肺法であった。けい肺は、その当時では治療方法のない不治の病として、生涯病床に伏して死を待つのみ悲惨な職業病であった。もちろん労働災害・疾病の一として労基法、労災保険法上の補償措置は受けるが、この悲惨な難病に対しては当時の法制ではとうてい十分な予防や補償がなされるものではなかったところから、特別の立法提案がなされたものである。使用者に対する綿密な予防措置の強制、珪肺補償として、①労基法上の打切補償期間後さらに二年間の珪肺療養、②労基法上の休業期間にプラス平均賃金の二割の珪肺休業補償、③罹患のため職種を転換された労働者に対する平均賃金の三〇日分の転換補償、④榮養補給、の創設、施行機関として珪肺指導官、診断官、審議会、研究所の設置などを主な内容とした。このなかで、補償は労災保険の負担とともに、その保険給付に要する費用の三分の一を国庫負担としたことがとくに注目される。しかしこの法案は同国会で廃案となったのち、次国会（二二国会、昭和三〇）で再度提案されたが、政府提案立法の成立により撤回された。

けい肺に関しては、労働組合側の運動とともに、政府部内においても以前から検討され、昭和二三年には「けい肺対策協議会の設置によって」「けい肺措置要綱」が公けにされていたが、右の社会党案を受けて、第二二国会に「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別措置法」案を提案し、成立することになった。⁽¹⁾本法は社会党案に比し、同様の

難病である外傷性せき髄障害を加えたが、保護の内容はかなり後退したもので、打切補償期間經過後二年間、使用者と国とで費用を折半して療養給付と休業給付を行うものであった。しかし、その後の医学の発展は患者の余命年数をさらに伸長することになったのに伴い、二八国会に同様の措置をさらに二年延長する時限立法たる議員立法「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する臨時措置法」(昭和三十三年法律一四三号)が提案され、可決された。特別保護法による給付期間經過後なお療養が必要な者に対し、国八割、使用者二割の経費負担割合で、療養給付、特別保護法による休業給付と同額の傷病手当の支給を内容とするものであった。

しかし、右の特別措置法、臨時措置法ともに立法理論上きわめて重要な多くの問題をはらむものであった。まず第一に立法がいかにその場のぎめであること。長期の療養を要する業務上疾病は数は少ないかもしれないが他にも存することは容易に推測されうる。とくに扱う原材料の高度化、複雑化は公害と共通の治療困難な業務上疾病を発生させているはずである。第二に、そうだとすれば、問題はけい肺や外傷性せき髄障害だけの問題ではなく、実は労働災害疾病に対する補償体制(「労基法・労災保険法」そのものの限界が露呈され、その補償体制全体の、その基礎となっている立法原理そのものも含めての改革が要請されているということ、そしてそれとの関連で第三に、業務上疾病への補償になにゆえに国庫が五割から八割という高率の負担をするのかである。その明解な理論的根拠を見出すことは困難である、などである。けい肺という職業病に対する綿密な対策を検討するということのほか、本法は右のような理論的課題の解決を迫るものがあつた。そして、かかる問題性を意識したものか、臨時措置法につきのような条項が入れられた。

第十三条 政府は、けい肺及び外傷性せき髄障害にかかった労働者の保護措置について根本的検討を加え、昭和三十

最近の労働立法における若干の動向について(4)

十四年十二月三十一日までに、特別保護法の改正に関する法律案を国会に提出しなければならない。

これと同趣旨の条項は、本法の期限の一年延長を図った衆議院社会党案（三四国会、昭和三五年三月提案、廃案）にもみられるが、これに応じて政府が提案したのが「じん肺法」案と労災保険法の一部改正案であつた。⁽²⁾ けい肺などの予防、健康管理を前者で、補償に関してはより一般的に他の長期疾病も対象とする後者によって対応したのである。そしてここに障害補償の一部年金化と、なおるまで補償を行なう長期傷病者補償制度の創出、そして労基法を上廻る分についての国庫負担導入がなされ、労災保険の「ひとり歩き」⁽³⁾ がはじまることになる。それは私見によれば労災補償の社会保障化の第一歩となる。

特殊職業病立法としてのもう一つの分野は炭鉱災害における一酸化炭素中毒症に関するものである。昭和三八年の三井三池災害、昭和四〇年の北炭夕張、山野炭鉱のガス爆発等の大惨事が続発したが、その中で一酸化炭素中毒症の悲惨さが世上の関心をひいた。これに対し、五〇国会（昭四〇年）参議院社会党は「一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」案を提案した。本案は、同中毒症の予防、健康管理についての詳細な規定を置き、一定の被災労働者には従前賃金の保障を受けた作業転換措置がとられる。また一定期間の解雇制限規定と労基法、労災保険法による災害補償の特例規定が設けられている。後者は、障害補償（平均賃金の百分の四十）、障害補償（長期補償化され、重度については、年、賃金日額の三六〇日分）、介護補償（月五千元から一万円まで）を規定するものである。

この提案とともに、参議院社会労働委員会では「政府は、一酸化炭素中毒被災者援護措置について、差当り炭鉱労働者に限り、今後一カ年以内に立法措置を講ずるよう努力」すべき旨の決議がなされ、第五五国会（昭四二年）には政府から「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」（いわゆる「CC法案」）の提案がなされ、成立をみ

る。本法案は、一酸化炭素中毒症がとくに炭鉱災害で多数発生し、かつ重篤患者が多いとのことで、炭鉱災害に限定し、防止についての使用者および労働者の努力義務規定、使用者に対する特別の健康診断実施義務規定、アフターケア措置の規定などが置かれたが、補償に関しては、労災保険法上の保険施設として、介護料が支給されるにとどまった。しかしこの介護料も、炭鉱災害における中毒症にかぎった問題ではなく、さらに一酸化炭素中毒症にかぎった問題でもない。労基法、あるいは労災保険法自体の不備をついたものであって、将来への問題を提起したものであった。以上のように、この立法部面に関しては、議員立法と政府立法がこもごも錯そうし、後述のごとく議員立法と政府提案立法との相互関係、さらに議員立法の機能と限界を示す象徴的ケースとなるのである。

(2) 最低賃金立法

賃金労働者の低賃金による生活の悲惨さの解消を図ることは労働法のもっとも大きな眼目の一つであり、それを直接に解消する立法として、賃金の額に何らかの歯止めをかける最低賃金法が歴史的に登場することになる。しかし、この最低賃金法は、雇用契約上のもっとも基本的要素である賃金への法的規制であり、労働法は労働法原理による契約自由の修正を常とするとはいえず、使用者側の抵抗の大きいところである。それにもかかわらず昭和三〇年頃には先進国の多くはこの立法をもっており、わが国はこの面では低開発国であった。

最低賃金立法案がわが国会にはじめて登場するのは、第一九国会（昭和二九）、左右両派社会党議員の時を同じくした提案によってである。最低賃金決定方式には、法定方式、行政機関決定方式、労使代表の参加した賃金審議会（委員会）方式、労働協約拡張方式など多様な方式があるうえ、決定の対象たる労働者も全国一律方式、とくに低賃金者の多い業種に限定した決定方式などが組み合わされる。法理論上とくに重要な区分は、労使の代表者の参加なし

に、客観的にあるべき最低賃金を公的に定めるか、あるいは、いわば団体交渉の延長方式として、労使代表の参加した委員会なり審議会なりで定めるか、と、全労働者を対象とするか否かであろう。左右両派社会党提案は、いずれも全国一律法定最低賃金制をとった。両案のほとんど唯一の相違点は、左社案が労働者の年齢を考慮せず一律額を法定したのに対し、右社案は十五歳以上、十八歳以上、二〇歳以上の年齢別三段階制をとったことであつた。この最低賃金を保障するための最低賃金保障金融公庫法をそえる点でも同一であつた。その後の両派の統合により第二国会からは、社会党一本の最低賃金法案が、細目については若干の変化を伴いながらも、基本的には全国一律法定最低賃金方式をとって、毎国会のごとく提案された。

これに対し、政府が、世界でもまことにユニークな「業者間協定」方式を中心とする法案を不承不承提案するのが第二八国会（昭和三十三年二月）にいたつてであつた。本案は最低賃金立法としての体をなさないゆえに、成立は三一会会（昭和三十三年一月）まで延引されることになった。ともかく最低賃金法と銘うった政府提案立法が成立したことは労働運動や国内外の世論によるところが大きかったにせよ、社会党案の力も作用していることは否定できない。しかし社会党案と政府提案とは、法案名は同じでも内容は似て非なるものであつた。そこで社会党は第四三国会（昭三八年）まで従来案の提案を続けるのであるが、その間、第三九国会（昭三六年）以後は民社党の一部改正案が加わることになる。この民社案は、業者間協定によるものは、最低賃金審議会が適当と認めた場合にかぎって労働大臣または都道府県労働基準局長が最低賃金の決定をなすことができることにとどめ、労働協約に基づく地域的最低賃金決定方式、審議会の勧告に基づく最低賃金決定方式、大臣または基準局長の職権による決定方式を中心とするものであつた。他方社会党案は第四六国会（昭三九）以後、法定制を労・使・公益三者構成による賃金委員会決定方式へと

転換をなした。これはさきに述べたように、最低賃金に労使交渉的要素を導入したものととして、同党案の重要な原理的転換であった。

こうした経緯のなかで第五五国会、政府はようやく業者間協定を廃止して、労働協約に基づく決定方式と審議会の調査審議に基づく決定方式への移行案を提案し、第五八国会（昭四三年）に成立する。これによって民社党案はほぼ満たされることになるが、社会党案とはまだ開きがあり、同党は第七五国会（昭五〇年）まで提案を続ける。

他方、この立法に沈黙していた公明党は、第五八国会（昭四三）以後独自に提案することとなる。この公明党案は、労、使、公益三者構成による賃金委員会決定方式（全国一律に地域的最低賃金を加味）に労働協約に基づく産業別最低賃金決定方式を加えたものであって、社会党案にほぼ類似し、以後第六八国会（昭四七年）まで提案が続けられた。この立法は、労働法の根幹ともなるものだけに、野党各党の立法活動は右のように活発であったが、社会党の第七五国会への提案を最後に、以後野党からの提案がなされていない点に注目される。社会党案の賃金委員会決定方式への移行と、第五八国会での政府提案立法たる改正法によって両者の間の差がかなり縮小される結果となったこと（決定的な差は政府立法が全労働者を対象としていないこと）にも一因があるのであろうか。

(3) 身体障害者雇用促進立法

最初の提案は、第三一国会（昭三四年）、参議院社会党議員による身体障害者雇用法であった。本案は、綿密にして細心、かつ強力な身体障害者の雇用確保の措置が講ぜられており、一口に説明できないものがあるが、ごく概要を説明するとつぎのようである。

① 身体障害者の都道府県知事への登録制度を設ける。

最近の労働立法における若干の動向について(4)

② 身体障害者に特に適當する職種として指定された職種（指定職種）を有する雇用主は別に法律で定める割合の身体障害者を雇用する義務を負う。

③ 職員の定員が一〇〇人以上の雇用主は、国、地方公共団体、三公社等の公法人にあっては百分の五以上、それ以外の雇用主にあっては百分の三以上、それぞれ身体障害者を雇用する義務を負う。

④ 雇用主が身体障害者の妻を雇用するときは、その妻二人を雇用義務定員数一人に換算する。

⑤ ②、③の義務を履行しない雇用主に対しては、労働大臣または都道府県知事は、期限を付して、雇用すべき身体障害者を指名する旨の警告を附して履行の督促をなし、その期限内に履行がなされないときは身体障害者を指名して強制的に労働契約を締結したものとみなす。

⑥ 雇用主は、労働大臣または都道府県知事の承認を受けなければ、身体障害者を解雇できない。この場合の承認は、身体障害者が別の職につくことが確保されている場合、職務上の義務に違反しまたは怠った場合、その他正当な理由がある場合でなければ、してはならない。

⑦ 雇用した身体障害者に対する賃金は、とくに低能力の場合以外は通常の賃金の八割以上でなければならない。低能力の場合、国はその八割にみたない部分をその身体障害者に支給する。

⑧ 雇用主がその雇用する身体障害者に職業訓練を受けさせる場合、または身体障害者の労働能力補強などのため作業設備を設置したようなときは、国はその経費の全部または一部を補助する。

以上のほか課税の特別措置なども講ぜられているが、本案の提示した新しい立法原理、立法手法には目をみはせるものがある。雇用率の設定、雇用強制、解雇制限、賃金補てん等はいずれもいままでの立法例にはみられない画期

的創造である。ここには全雇用主を一体とした身体障害者の共同雇用責任原理、さらに⑦の後段、⑧には保護雇用原理の導入がなされているのである。⁽³⁾これに対応する政府立法は「身体障害者雇用促進法」として第三四国会（昭三五）に提案され、修正可決された。参議院提案の先導的效果はあきらかであるが、内容的には大幅に後退したものとなった。

(4) 港灣労働立法

港灣における労働の波動性は港灣労働者の雇用生活⁽⁴⁾をきわめて不安定なものとし、精神面をも荒廃せしめて、労働保護法上はもとより、社会的にも大きな問題となってきた。これに対処する立法案は、第一六国会（昭二八）に衆議院社会党から議員提案された「港灣労働法」案が最初である。本法は港灣労働者と港灣事業者に登録制度を設け、前者は就労に際して優先権をもつ登録港灣労働者と、優先権のない準登録港灣労働者にわかれる。登録港灣労働者が就労できなかった場合には、全国港灣労働者保障基金から保障手当を受ける。同基金は政府の助成金、雇用主からの賃金総額の百分の十をこえない額の分担金などで形成される。右の登録事務や、港灣における労働力の需給の調整などの事務、保障基金の運営、保障手当の支給事務などにあたるため三者構成による中央および地方の港灣労働力委員会を設ける、などを骨子とする素朴なものであった。

これが第二四国会（昭三一）にはより精細化された「港灣労働者の雇用安定に関する法律」案として提案される。本案では日雇港灣労働者を、港灣ごとに地方港灣労働委員会に登録させる（日雇港灣労働者）一方、各港灣について業務上必要な港灣労働者の定数を決定する。常用港灣労働者数がその定数にみたないときは、その不足をみたすべき日雇港灣労働者を登録港灣労働者のなかから委員会が指定しておく（指定港灣労働者）。そして、事業主が日雇港灣

労働者を雇用するときは、公共職業安定所が紹介した者のなから、指定港灣労働者、それ以外の登録港灣労働者、登録港灣労働者以外の港灣労働者の順位で雇用しなければならないこととされる。他方、もし指定港灣労働者が就労できなかった日については、平均賃金の百分の六十を基準とする不就労手当が支給される。その費用は事業主から徴収される負担金によってまかなわれる、という仕組みをとったものである。指定港灣労働者は登録港灣労働者のなから、経験年数等からみて港灣労働に最適と認められる者から指定され、不就労の日については、全事業主の負担金を財源とする不就労手当——したがって、それは労基法上の休業手当に類する性格のものとして認められる——が受給できるため、生活の安定を得るのであるが、客観的には、指定港灣労働者は、全港灣事業者が一体となって雇用しているという関係が設定されたわけである。

本法案は四三国会(昭三八年)まで継続して提案され、四八国会(昭四〇)での政府提案立法たる港灣労働法の制定によって一応の目的を達した。政府案は社会党案をモデルとしているとみられ、労働大臣の作成する港灣雇用調整計画のなかで各港灣についての必要な労働者数、そのなかで日雇港灣労働者をもって充足すべき定数が決定される一方で、その定数を限度として、その港灣で優先的に雇用される資格をもつ日雇港灣労働者の登録制度が設けられている。そして、もしこの日雇港灣労働者が就労できなかった場合、雇用調整手当が支給されるが、その財源は事業主のほか日雇港灣労働者も負担する点が社会党案との最大の相違点である。すなわち、労使負担による一種の社会保険方式がとられており、この点で立法構成が社会党案と異なるのである。

(5) 家内労働法

低賃金、長時間労働の代表的なものとして“the poorest of the poor”の家内労働者は、労働保護法上の保護が最

優先でなされるべきであるにもかかわらず、わが国で最初に提案がなされるのは最初に最低賃金法が提案されたあとの第二六国会（昭三二）、社会党議員による「家内労働法」案であった。家内労働者自体の保護よりも、最低賃金法との関係で、同法が施行された場合使用者が家内労働の利用に走ることを防止する意図からのものと推測される。すなわち、本案は、最低労働報酬額（最低工賃）の設定を中心としたものであった（もっとも、家内労働者にとってこれがもっとも重要）。その額の決定は、家内労働の対象たる各物品について都道府県労働基準局長が家内労働審議会の議を経て決定するが、その具体的基準は、「当該物品等の一定単位について、最低賃金法第三条第一項（注、社会党案）に規定する基本たる賃金が時間によって定められている満十八歳以上の労働者の最低賃金額に、当該物品等の一定単位の製造等に要する標準所要時間に乗じて得た額」とされる。

この案が以後の国会に繰り返し提案されるが、六一国会（昭四四）にいたってようやく政府立法を誘導することに成功する。この政府案は同国会では廃案となるが、この六一国会には公明党案も参加する。同党案は最低工賃の決定に関するもののほか、労働時間、産前産後、工賃の支払方法などの規則措置を設け、さらに家内労働者組合をも予定した案となっているところが特色である（もっとも社会党案も四三国会（昭三八）提出案には家内労働者組合に関する規定を置いている）。最低工賃の決定方式は、各物品について都道府県労働基準局長が決定するが、その具体的基準は示されず、「最低賃金法の規定による最低賃金との均衡を考慮して」定められると規定されるのみである。

政府案は第六三国会（昭四五年）に再提出され成立する。最低工賃のほか、工賃支払方法、支払場所などの規制、安全衛生に関する規定が設けられたものである。最低工賃は、労働大臣又は都道府県労働基準局長が、一定地域内で一定業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めたととき、審議会の調査審

議を求め、その意見を尊重して定められることとされて、最低賃金法同様、全家内労働者を網羅したものとはなっていない。その工賃決定基準は、公明党案同様、同一地域内の同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定められるものとしている。

(6) 中高年齢者の雇用促進立法

第四三国会(昭三七年一月—昭三八年七月)は政府が失対事業解消策の第一弾として「職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律」案を提案し、与野党の激しい対決が行なわれた国会であった。同案中職業安定法改正部分は、すでに中高年齢化している失対労働者に積極的に雇用対策を講ずるために、職業安定法に改正を加え、中高年失業者のために職業指導、職業訓練など就職促進の措置に関する計画を労働大臣が作成し、公共職業安定所に就職促進指導官を配置してその措置を強力に実施し、反面その措置を受ける者に就職指導手当、職業訓練手当を支給することとしたものであった。

これに対し参議院民社党議員は「中高年齢者雇用促進法」を提案した。本案は、労働大臣による中高年失業者の就労促進のための計画作成、中高年齢者に対する公共職業訓練の優先の実施などの規定を置いているが、中心は中高年齢者雇用割合の法定基準の設定であった。すなわち国などの公的団体百分の三十から百分の四十まで、大企業百分の二十から百分の三十、それ以外の雇用主百分の十五から百分の二五までのそれぞれの範囲内で政令で定める割合をもって法定基準とした。身体障害者雇用促進法による雇用率制度を範としたもので、本格的な中高年齢者雇用促進立法といえるが、同国会においては廃案となる。

しかし、この中高年齢者雇用率制度は、第五一国会(昭四一)に政府提案として成立した雇用対策法によって導入

されることになる。すなわち同法一九条で、国は雇用される労働者のうちに中高年齢者が占める割合が一定率以上になるように必要な施策を講ずることができ旨規定され、同法附則による職安法の改正に、労働大臣は中高年齢者の雇用率を設定できるとする規定（四七条の二）が設けられたのである。この職安法上の規定は、その後第六五国会（昭四六年）に政府提案立法として成立した「中高年齢者の雇用の促進に関する法律」のなかに移され（七条）、さらに不況と高齢化社会の進展により中高年齢労働者の雇用問題が深刻化する第七七国会は同法の改正によって、労働大臣は、政令の定めるところにより雇用率を設定できるとされ（十条。現在百分の六）、この雇用率未達成企業に対しては、大臣は、その達成のための計画作成を命ずることができると規定される（一一条の二）ところまで進展した。雇用率制度の立法原理については、身体障害者雇用率のところでもふれたことと同様である。中高年齢者の雇用保障としては重要な柱とみられるだけに、それを先導した民社党案の意義は大きい。

(7) 建設労働立法

建設業は数次の請負によって行なわれるなど雇用関係が不明確で、そのために建設労働者が不利益を受けることが多い。労働が天候等に支配されるなど、前述の港湾労働者と類似した側面をもち、労働保護法上の大きな盲点となっていた。これに対処する立法案として、第七五国会（昭五〇年）に参議院社会党議員より「建設労働法」案が提案されることになる。その内容は、まず雇用関係明確化のための措置として、建設労働者手帳制度を設け、事業主とおして公共職業安定所長から雇用の状況等を記載した手帳の交付を受けることとしたほか、数次の請負による建設工事の場合、建設労働者は、元請人に対し賃金等の支払を請求できるとし、さらに政府は建設工事の施行の平準化の措置を講ずるようにすることとされた。つぎに安全衛生に関しては、国による建設労働者の安全、衛生教育、健

康診断を行い、また工事発注者、関係請負事業主による労働者の安全、衛生、休日の確保への配慮義務を規定した。第三に、雇用促進事業団によって悪天候手当、安全衛生教育手当、職業訓練手当、年次休暇手当、帰省手当が支給されることとした。費用の負担関係は、安全衛生教育、健康診断、各種手当の支給に要する経費については事業主からの納付金により、各種手当については国も一部補助することとしたものである。

本案に対応する政府案「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」は第七七国会(昭五一)に提案され、成立した。これには手帳制度、手当支給に関する規定はなく、労働大臣による建設労働者の雇用の改善などに関する重要事項を定めた「建設雇用改善計画」の策定とそれを実施するための事業主への勧告規定、事業主の雇用管理責任者選任義務、労働者を雇い入れた場合の雇用関係を明確にするための文書の労働者に対する交付義務などを規定したほか、雇用保険法上の能力開発事業、雇用福祉事業として、労働者の技能向上のための助成など若干の事業を行うことが主な内容となっている。

(8) 賃金支払の確保のための立法

昭和四八年の石油ショック以後の不況とともに企業倒産による賃金不払の増加を背景として第七六国会(昭五〇)に、社会党から、不払の賃金、退職金にかわる給付金制度の創設をも織り込んだ「雇用及び失業対策緊急措置法」が提案された。詳細は別の法律に委ねられ、骨子のみ規定された法案であるが、事業主から徴収する賦課金と国の支出金を財源とし、不払賃金の全額、一定限度額までの不払退職金に相当する金額を国が給付として支給し、支給した場合には当該労働者がもっている賃金、退職金債権は国が取得することとしたものである。

これに対応する政府立法案は、翌七七国会(昭五一)に、「賃金の支払の確保等に関する法律」案として提案され

た。不払賃金の立替払い制度のほか貯蓄金と賃金などの保全措置を加えたものであるが、前者は労災保険の労働福祉事業として行われるもので、立替がなされた場合は、立替を行った労働福祉事業団が賃金債権を代位取得する。労災保険として行われるので、その財源は一部国庫負担と特別加入者負担のほかは、大部事業主負担であるため、立法原理は社会党案とほぼ同じとみることができる。すなわち、立替えについての全事業主の連帯関係を創設したものである。⁽⁶⁾

(1) この間の経緯については、労働者労災補償部編著「新労災保険法」(昭四一、日刊労働通信社) 四七頁以下参照。

(2) 提案の経緯については、村上茂利「労災補償の基本問題」(昭三五年、日刊労働通信社) 一七頁以下参照。

(3) 議論の存するところで、くわしくは「論争労働法」(一九七八、世界思想社) 所収の拙稿と西村論文参照。この改正以後の労災保険の改正を社会保障化とみるものに佐藤進「労災事故と補償制度の「保障化」の課題」(有泉吉稀記念「労働法の解理論」所収) など。

(4) 氏原、「日本の労使関係」二四六頁以下参照。

(5) 雇用率の設定以下の原理については、本論(3) (社会労働研究二六卷三・四号) 一〇頁以下参照。また保護雇用については拙稿「障害者の所得保障と年金」(ジュリスト七四〇号七九頁以下) 参照。

(6) 立替払制の立法原理については、本論(3) (社会労働研究二六卷三・四号) 七頁以下参照。

〔四〕 労働立法分野における議員立法の総括と今後の課題

労働立法分野における議員立法の成果は以上のようなものであった。議員立法として成立した件数は少ないが、それぞれが労働立法発展史上の意義をもち、以後の立法の原理的転回の端緒となる重要な役割をはたしたものもあった。また廃案となった立法案のなかにも、間接的に政府提案立法を先導し、誘導したとみられるものは予想以上に多かった。

最近の労働立法における若干の動向について(4)

このケースでは、労働組合や労働者の直接の運動や要求を体现した野党による強い内容の立法提案が先行し、それに応ずる政府提案は多かれ少なかれそれを緩和し—つまり労働者に不利に、使用者に有利に—、場合によっては業者間協定による最低賃金法のように、議員提案に対応した内容をもたない形での立法がなされることもあるというのが常態であった。

しかしながら、反面では、スト規制法廃止法、官公労働者の争議権回復立法案、五現業職員の政治活動禁止解除立法など、イデオロギー的要素の強い立法案については現行法体制は微動だにしていない。保守逆転の政治局面を迎えなければおそらくこれら立法提案は成果をあげえないであろう。また、議員の立法提案活動とはほとんど無関係に、政府主導のみによる立法も数多く存在している。占領下の時代ではあったが、そもそも労働三法、職安法、公労法・地公労法など労働法の基幹立法には議員の立法提案活動には無縁であったし、また緊急失業対策法(昭二四)、(新)労働組合法(同)、さらに独立後の労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭三二)、雇用審議会設置法(昭三二)、職業訓練法(昭三三)、中小企業退職金共済法(昭三四)、炭鉱離職者臨時措置法(同)、雇用促進事業団法(昭三六)、労働災害防止団体等に関する法律(昭三九)、雇用対策法(昭四一)、船員災害防止協会等に関する法律(昭四二)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭四四)、労働保険の徴収の一元化、(新)職業訓練法(昭四四)、勤労青年福祉法(昭四五)、勤労者財産形成促進法(昭四六)、労働安全衛生法(昭四七)、勤労婦人福祉法(同)、雇用保険法(昭四九)などには、直接の議員提案立法の関与はなかった。もちろんこの政府提案立法のすべてが労働立法たるにふさわしい内容をもったものばかりとはいえず、産業政策的見地からの労働力流動化促進のねらいをもった雇用対策法、出稼労働者排除を伴う雇用保険法など野党的立場から問題視された法案もあった。施行後大成功を収めた勤

労者財産形成促進法にも社会、共産両党は反対であった。これら野党的立場からみて問題のある立法については、対決こそすれ、野党議員からの先導的立法提案の先行はありうるはずがない。しかし右の政府主導立法には、新・旧職業訓練法、労安法など、時代の要請に応じた重要な意義をもつ立法も含まれている。これら立法には議員的関与がまったくないというわけではなく、修正案や将来の方向を示す附帯決議が附されるのがほぼ通常の形態である。しかし前述のように、それは政府立法に対しては受身の姿であって、それに先行して誘導するという積極的側面はもたない。右にあげた政府主導単行法のほかに、幾度にもわたる労災保険法や失業保険法その他主要法律の改正案にしても政府主導が多いのであるが、このように、戦後労働立法全体の動きや流れのなかでみた場合、さきにみたような嚇々たる成果があったにもかかわらず、それは局部的であって、議員提案立法の全労働立法発展への影響についてはかなり消極的な評価を下さざるをえない。大局的にみれば、戦後労働立法は政府主導、官僚主導であったということはできても、議員主導であったとはいえないのである。

そして、量的考察のもとにあるていど大胆に言えば、議員立法の成果は、主として労働法の周辺領域においてであったということである。さきにみた消極的職業安定から積極的雇用保障へ、労災補償の限界突破から社会保障化への発端をなす立法提案や最低賃金法、家内労働法の誘導などは、労働立法の根幹にふれるもので、決して周辺領域でのものではない。しかし、目下のところ、労働三法や官公労働法というもつとも基本的法律にはほとんど改革の影響力を発揮していないし、反面影響力を発揮したとみられる駐留軍関係離職者立法、けい肺、CO立法、港灣労働立法、身障者立法、建設労働立法など、労働法本体から離れた局部的立法が多いこと、さらに、二八年災害立法、駐留軍離職者立法、けい肺、外傷性せき随障害立法、不特定業種離職者、漁業離職者、船員についての特別措置立法などのよ

最近の労働立法における若干の動向について(4)

うに、成立した議員立法のなかには、限時的、臨時的立法の多いのも一つの特色である。

立法が局部的であり、臨時的であるといつてその重要性は決して減殺されるものではない。労働立法は、比較的安定性をもち、したがって生命力の長い基本法(労働三法)を中核にすえつつ、周辺へ、局部へと整備、拡充されてゆくのであり、政府提案立法自体にもそのような傾向がみられるのである。このことは考慮に入れなければならないが、しかし、成果をあげた議員立法の一つの特色としては、この局部性、臨時性は否定できないところである。

つぎに、右と関連を有することであるが、議員提案法の特色としてあげられることは、徹視的であり、断片的であつて、大局的、総合的視野が弱いということである。駐留軍離職者法にしても、けい肺立法にしても、立法原理の大転回への契機をなすものではあつたが、それは立案の時点においてけつして意識されていたわけではなかつた。意識されていたのは目先に存在する駐留軍関係離職者なり、けい肺患者の救済でしかなかつた。前者の場合は、政策転換による一時に大量の高齢失業者の救済という立法根拠のもと、それだけを意識してとりあげた立法でもよかつたが、けい肺立法の場合は、同様の長期的補償を要する傷病には、外傷性せき髄障害のほか石綿肺、放射線障害、潜水病、両手、両足切斷、両眼失明者など他にも多々存在するのであり、けい肺のみをとりあげる根拠にとぼしい。「珥肺法」案の議員提案を受けた政府案は、そこでけい肺のほかに外傷性せき髄障害を対象に加える立法をおこなうが、この二つに限定することにも問題があり、その後の労災保険法本体の改正へと進む必然性があつた。さきにもふれたように、そのことはCO法にもいえることである。

右にみられるような特色は労基法の改正立法提案にも顕著に認められる。昭和四〇年以後になると各政党とも労基法問題に本格的な取組みをみせ、とくに労働時間短縮、男女平等化のための改正案が提案されるにいたっているが、

それまでは、労災補償の打切補償ができる期間の三年から五年への延長（昭二八、一五国会、社会党）、労災補償額に全面的にスライド制導入（昭三〇、二一国会、社会党）、休業補償のスライド基準の改善とその他の補償へのスライド制の導入（昭三三、二八国会、社会党）、女子深夜労働禁止の特例の廃止（同）、割増賃金率の改善と女子深夜労働禁止の特例の廃止（昭三四、三四国会、社会党）、女子深夜労働禁止の特例廃止（昭三六、三七年、三八、三九、四〇国会、民社党）、休業補償のスライド基準の改善（昭三六年、三八国会、社会党）、平均賃金の算定方法の改善（昭三七、三八年、四〇、四三国会）といった断片的提案がなされているにすぎない。この間議員立法として成立しているのは、第一九国会（昭二九）での一定事業における歯科医師による健康診断義務を新設した立法（旧五二条二項）にとどまる。

これら単発的な改正法案はそれぞれの時点での緊急課題であつたに違ひなかるうが、一時期提案されたのみで終わっているのはいかにも一貫性のない、衝動的提案のごとき印象となつてゐる。この点、政府立法の方がより総合的見地から、かつ慎重に準備されているようにみえる。たとえば最初の重要な改正であつた第五次改正（昭二七年、一三国会）は、前年からの中央労働基準審議会の審議を重ねた結果であり、また昭和四四年には全面みなおしのため、学者による労基法研究会が設けられて審議をし、労働安全衛生法（昭四七年、六八国会）の制定もその帰結の一である。議員立法案にみられる以上のような特色がなにもに由来するかはかなり明快に説明できるようである。それは、国民の代表として、政府よりはより国民に密着した関係にある議員としては、自己のまわりに直接生起した社会問題に当然に敏感であり、立法における総合的、大局的観点よりも、その直接に受け止め、あるいは要請された課題の素直な立法化に走る傾向の帰結である。その結果は、特定の限られた職域、地域のひとびとの利益を代表する立法案を多く

生じさせることになる。とくに革新政党的場合は選挙母体たる特定労働組合との結合が強く、特定労働組合の意を体した立法につながるものが多くなるのである。定期雇用職員の常用化と冬期休業の場合の特別休業手当支給を主たる内容とした社会党提案「国有林労働者の雇用安定に関する法律」案（四六国会、昭三九）はその代表的なものである。その内容は本来労使による団体交渉によって解決されるべき要素が強く、法制化には無理の感ぜられるものである。このため一般的説得性を欠き、七二国会（昭四九）への提案を最後に姿を消すこととなっている。

しかし右のことは決して消極的にのみ評価されるべきものではない。国民に密着し、国民の「かゆい所」に手の届く立法をしてこそ議員立法であり、そこに議員立法の面目があるのである。そしてまた、議員が日頃密着している特定の集団、地域、職域の利益を代表する立法には、事情に精通しているだけに、議員立法は適切であり、強味を発揮することともなる。駐留軍立法、港灣労働立法、けい肺、C O 法、建設労働立法、また比較的最近における特定不況業種離職者立法、漁業離職者立法、船員雇用促進立法などの一応の成果はこのこと無縁ではないはずである。そしてこのような局部的、臨時的立法分野に機能することのなかに議員立法の存在意義を見出すことができるかもしれない。しかしながら、「国民による、国民のための立法」として、議員立法がそのような領域のみにとどまることはどうして不満であり、労働法のより中核部分をリードしてゆく必要がある。そのためには、日先に生起した立法課題はそれとして、立法を労働法全体、さらに法秩序、社会秩序全体のなかでより総合的、大局的にとらえる眼を議員が養うことが要求される。局部的立法もときには要請されるであろう。そのときには従来どおり対応すればよい。しかし局部的立法にのみ甘んずれば、官僚主導立法が労働法の中核部を支配し続けることになる。官僚立法に對抗して議員主導とするためには、現に官僚組織が行なっているものに対抗しうる調査研究をなす必要がある。労働立法の場合はイ

デオロギー的要素が強く、また労使間の直接的利害対立関係を前提とするため、議会における少数野党側は、その研究を理想的になしたとしても、ただちに立法を成功させうるとはかぎらない。しかし綿密・周倒な調査・研究のうちに、大局観に立った立法案を提示すれば、それは必ず先導的效果を發揮するにちがいない。

しかし、この調査・研究は、選挙に追われ、任期の短い議員に多くを要求することは無理である。とすれば、議員を補佐する各政党事務局、議員法制局の任務は重いことになるが、その組織は目下のところ十分とはいえない。これから組織の充実が急務であるが、かりにこれらを充実するとしても、専門的技術者を含めた大きな組織をもつ政府の優位性は簡単にはくずれないであろう。とくに労働者の扱う原材料の複雑化、高度化、それにともなう労働の高度化などは、今後の労働保護法立案の上でいつその専門技術性を要求することは必至であるが、そうなると議員の立案能力の限界の問題に直面することになる。さきに掲げたけい肺臨時措置法第一三条の、期限までつけての政府に対する法案提出命令の規定はまさにこの問題を露呈したものである。同条はもはや議員の技術的、理論的に困難をとまなう事項についての立法権の放棄と政府への全面的立法依存の表明にほかならず、そこに議員立法の限界が示されていることはもちろん、その本質さえも露呈しているものと思われる。しかし立法を議員主導するためには、民間の研究者や研究機関の積極的利用、国政調査権の行使による政府組織やその調査・研究成果の活用などによって、この障害は何らかの形で克服されなければならないのである。

ところで、今後の労働立法の進展の動向として、大別して四つの側面がある。それは、①低成長時代化にともなう雇用保障強化への動向、②労働の量から質 (Quality of working life) の保障への移行の動向、③高齢化社会にともなう高齢者施策強化への動向、④男女平等化への動向、がこれである。そして②を除き、これらについてはすでに野

最近の労働立法における若干の動向について(4)

党からの立法提案がなされている。分説するところのようである。

①について。社会党は、すでに日米繊維摩擦による対米繊維輸出規制、ドル・ショックなどによって打撃を受けた事業部門での雇用問題に対処し、第六八国会(昭四七)に、五年の限時法として、大量解雇の届出制と届け出でられたときの労働大臣の助言および勧告制度、事業主の雇用労働者に対する再就職援助義務、労働大臣の雇用安定計画の作成、公共事業への就労強化、手帳の発給と手帳所持者に対する就職指導、就職促進手当の支給などにわたる「緊急雇用安定臨時措置法」案を提出していたが、不況の定着による失業者の増大に対して、第七六国会(昭五〇)には求職者給付の増額などの雇用保険法の特例措置、失対事業の拡大、大量解雇の抑制措置(届出制と雇用調整委員会の調査・勧告制)などを中心とする三年の限時法たる「雇用及び失業対策緊急措置法」案を、第八〇国会(昭五二)には当分の間の措置として雇用保険法上の給付内容改善と失業者の失対事業への吸収を内容とする「雇用保険等臨時措置法」案を提出した。前述のごとく第八三国会(昭五二)では、漁業離職者、船員の雇用促進立法とともに特定不況業種離職者臨時措置法が議員立法として成立するが、翌八四国会には社会党から恒久立法として、一箇月間に三〇人以上の労働者を解雇しようとする場合の届出制と、その解雇が不適当な場合の都道府県知事の勧告制をとる、雇用対策法の一部改正案を提出し、さらに第八七国会(昭五四)には、雇用保険法上の給付の受給資格のない者に無拠出で失業手当を支給する「失業手当法」案を提出している。また同党が第四八国会(昭四〇)以来提案し続けている労働時間短縮立法にも、雇用増大をねらう意味をもつであろう。

③について。明確に高齢化社会を意識して提案されたものとして、第八七国会(昭五四)に公明、社会両党からそれぞれ「定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律」案が提出された。公明党案は、特定職種を除

き、六五歳未満の定年制の禁止、年齢を理由とする事業主の雇入れ拒否の禁止、職業紹介事業者の年齢を理由とする職業紹介拒否の禁止、事業者または職業紹介事業者の求職の募集に際しての、求職者から中高年齢者を除外することとなる広告の禁止、などを内容とするものである（すべて罰則で禁止される）。社会党案は右の定年制禁止の年齢が六十歳となっている点に差があるのみである。

右の公明党案は第九一国会（昭五五）にいたり、社会、共産、民社の各党を加えた四党共同提案となっている。また、同国会には、上記四党共同提案によって、中高年齢者雇用促進法による雇用率制度強化のための同法の一部改正案も提出されている。

④について。本格的に取り組まれたのは、第八四国会への社会党提案、労基法の一部改正案で、母性保護規定の強化とともに、三条を改正し、男女差別禁止を現行四条の賃金のみでなく、すべての労働条件におよぶこととした。さらに同党（参議院）は同国会に「雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律」案を提出した。男女平等化のためのより本格的な規制で、使用者に女子であることを理由として、募集若しくは採用又は賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件について男子を差別することを禁止する基本条文を置いたうえ、現実に差別を受けた者の救済機関として、中央および地方に雇用平等委員会を設けたものである。

以上はすべていわゆる中道派ないし革新政党の提案によるもので、労働者の直面する問題に敏感にこたえているものではある。しかし①については、多くは限時法ないし当分の間の措置で、内容も一時しのぎ的なものでしかなく、本格的な立法としては解雇抑制措置をとった雇対法改正と、時間短縮立法である。前者は大量解雇の届出制とそれが不適当な場合の知事の勧告制度のみで、解雇制限立法ではない。各国に比した場合の低成長時代でのわが国の失業率

の低さや解雇制限法理が判例上確立されているなどの事情から、解雇制限までの強い措置は不要と判断したものであろう。後者は政府が行政指導によって推進しているところであるが、その雇用量増大の効果はともかく、世界的におくれをとるわが国の労働時間の実態に対し、労働条件向上の観点からの時短立法は断行されるべき時期にきているといえる。雇用問題は、窮極的には景気振興政策としての経済政策と一体となった完全雇用政策にまたなければならぬものだけに、労働立法としてどこまで、どのように対応すべきかの困難性はある。単に解雇抑制、時短といった個別制度の寄せ集めでこと足りるわけのものでもない。失業者の推移をみながら、より多面的、総合的対応立法が練りあげられるべきところである。

③についての二つの四党共同提案は、わが国でさし迫った高齢者の雇用問題をもっとも簡明卒直に解決するものではあるが、とくに罰則による定年制禁止を中心とする「定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律」案は、特定職種は除かれているものの、かなりドラスチックな内容をもつだけに、その現実適応性が懸念される。このような立法と平行して、これの実現を図るための国家的助成措置の一層の充実も要請されていると思われる。⁽³⁾そしてまた、ILOの「中高年労働者の雇用、退職に関する勧告」(八〇年六月採択)で述べられているように、高齢者のための作業環境や労働条件の改善(超過勤務の制限や年次有給休暇の増加など)措置も必要となろう。しかし、それにしても、高齢化対策として、ただ労働確保のみでは夢がないのではなからうか。外国では定年年齢引き下げの傾向もあり、また老人の休息権の問題もある。企業年金の充実その他社会保障制度推進の施策とも関連づけ、より豊かな高齢労働者の姿を描きたいところである。

④の男女平等原則の確立については、もはや誰しも異論のないところである。定年についての差別禁止はすでに判

例法上も確立されているといつてもよく、⁽⁴⁾ けつして現実ばなれしたものではない。むしろ立法が立ち遅れているのである。昇進、退職についても同様である。ただ、募集、採用までとなるとやはり現実適応性の疑問があり、スローガン立法に終る危険性がある。また「平等委員会」の救済機関も、平等実現のためにはこのていどの制度は必要で、けつして唐突なものではない。

最後に②について若干ふれておきたい。高度経済成長は、労働力不足基調——完全雇用に近い状態まで——とともに賃金の上昇をもたらし、古典的な労働立法上の課題であつた労働の量的側面（＝賃金、労働時間）のウェイトを相對的には減少せしめ、労働者や労働立法の関心を労働生活の質の面に移行せしめるという世界的動向を生じた。この労働生活の質の具体的側面として、フランスの労働社会学者 J・D・レイノー教授は、安全・衛生、労働負荷 (work-load)、疲労、騒音その他の不快条件、労働速度、夜勤、単調性、倦怠感、挑戦感の欠如、雇用の安定性をめぐる側面を指摘している。⁽⁵⁾ ただ、この「質」の具体的内容は教授自身もその不明確性を認め、その責任の一端は「実は問題それ自体の性格であつて、内容を画一的に予め特定できないような諸要因の総称」であるとしている。⁽⁶⁾ その内容は各国によって異なるであらうが、ともかく労働者の関心が労働の量以外のものに移り、労働生活の快適化からさらに生涯生活の充実へと指向していることはわが国にも共通のものである。もともとわが国の場合、賃金、労働時間両面で労働の量的側面はいまだ十分のレベルに達しているとはいえず、この面での充実策は依然として重要性をもっている。しかしそれ以外のより幅広い労働者生活の充実策は漸時強く要請されるにいたっているとみられる。

この面からは、衛生の側面はもとより、労働環境の快適化、労働強度の緩和策、単調労働への対応策、余暇対策などの日常労働者生活の直接の改善策から、子女教育問題、住宅問題、老後の年金問題といった生涯生活上の改善策に

いたるまでの課題が立法の目標として登場する。生涯生活上の課題にこたえたものとしては政府提案立法たる勤労者財産形成法があるが、これの成功は、勤労者がいかにこの面での施策を望んでいるかをよく示している。

そして、この種の課題については、官僚主導立法よりも、より労働者に密着した立場にある革新政議員による議員立法提案がなされて当然のところ、ほとんどみられないのは、不可解というほかはない。住宅に関しては日本勤労者住宅協会法があるが、勤労者の住宅問題に対応するものとしてはあまりに消極的である。さしあたり財形法の改正案、さらに企業年金立法ななくづく中小企業退職金共済法による退職金の年金化は当然に考えられてもよいはずである。今後のこの面での多角的、総合的な議員立法提案を大いに期待するものである。

(1) 昭和三四年の「けい肺審議会」の公益委員案で指摘されているところである(村上、前掲書一九頁以下参照)。

(2) この意味とは別の意味で、規定内容の複雑化から法文自体が専門技術化し、きわめて難解なものとなりつつある。これも議員立法の立場から無視しえない問題を提起している。

(3) 昭和五六年一月一九日のこの問題についての雇用審議会答申では、高齢者むけの設備投資の助成、高齢者の総合的健康管理対策、労働安全確保、職業教育訓練の充実の必要性が述べられているが、これら総合的配慮が必要であらう。

(4) 最近あらわれた最高裁の判例としては、男子五五歳、女子五〇歳とした定年刷を無効とする昭五六年三月二四日判決(日産自動車事件、労働判例三六〇号)がある。

(5) フランス・イタリーの例からの指摘である。法政大学国際交流センター編「団体交渉と産業民主制」六一頁。なおこの点に関しては、J. D. REYNAUD, "Les syndicats, les patrons et l'Etat" p. 42 et s. 参照。

(6) 同右、「団体交渉と産業民主制」九五頁。

(7) 昭五五年の労働省の調査では、最低賃金の改定によって直接に賃金が引上げられる労働者数は一七〇万人にのぼり、また最低賃金の対象事業所の二割が違反賃金を支払っていることを明かにしている(昭五五、一二・一六日本経済新聞夕刊)。

ちなみに、同年改定の最低賃金額の全国平均は二、八二二円にすぎない。労働時間面での遅れも顕著な事実である。

〔五〕 おわりに

以上、現行憲法下における労働立法分野での議員立法をトレースし、その成果の分析と課題（Ⅱ問題状況）の指摘をおこなった。成立した議員立法のほか、廃案となった、したがって野党所属議員の提案した立法案にもかなりのウエイトを置いた。この野党は、戦後の長期保守党政権下、いわゆる革新政党あるいは最近いわれている中道政党であり、小論もそれを前提として論じた。しかし将来もし保守逆転ともなれば、状況はかわってくるであろう。そのとき労働立法分野における議員立法あるいは議員立法提案は姿を消し、労働立法は与党たる革新政党と一体となった政府提案立法が主導的となるのか、そしてその場合の政府提案立法は保守党政権下のそれと本質的に異なったものになるのか、は予測困難である。しかし、保守逆転した場合にはもはや小論が前提としたような問題意識の大半は消滅し、新たな問題視角からの検討が必要となる可能性は強い。

ともあれ、現行憲法下三十有余年、労働立法分野において議員立法（案）の成果と課題は以上にみたごとくである。個々のにはかなりの成果をあげてはいるが、概して局部的、臨時的立法分野が中心となっているごとくである。おぼろげながらではあるが、ここにいままでの議員立法の型と役割がみいだされうる。その特質はけい肺臨時措置法一三条に集約されている。しかし、冒頭に述べた議員立法の使命にてらせば、これではきわめて不満足である。不満足の原因は帰するところ議員における立案能力の欠如にある。このことを省みて、今後の議員立法の発展に期待したい。

〔付記〕本稿作成にあたっては、資料の閲覧等、衆議院法制局の御好意をいただいた。記して謝意を表する。また、最近の労働立法における若干の動向について(4)

最近の労働立法における若干の動向について(4)

本稿は昭和五三年度法政大学特別研究助成金の助成を受けたものである。

(付表) 議員、政府提案別労働立法提案とその経過一覧
(第1国会～第91国会)

1 集团的労使関係法

(1) 労組法・労調法

番 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
5		24. 4. 28 同 上		労働組合法 労働関係調整法の一部改正 法	④⑤ ⑤⑦	
7		25. 3. 13		労働組合法の一部改正法	⑥	
13		27. 5. 10		労働関係調整法の一部改正 法	⑤⑧	
16		28. 6. 14		電気産業及び石炭鉱業にお ける争議行為の方法の規制 に関する法律	⑤⑩	
20	衆	29. 11. 30	労働組合法の一部改正法 (自民)		⑤	労働委員会の委員数の 増加
31	衆	33. 3. 27	労働関係訴訟における労働 組合の当事者適格に関する 法律(社)		⑤	労働組合に当事者適 格附与
34	衆	34. 2. 18	同 上		⑤⑨	
38	参	36. 3. 16	同 上		⑤⑨	
		36. 3. 23	労働組合法の一部改正法 (民)		⑤	地労委の労働者委員 推薦者の範囲の拡大
39	参	36. 9. 30	同 上		⑤	同 上
40	参	37. 2. 2	同 上		⑤	同 上
41	参	37. 8. 21	労働関係訴訟における労働 組合の当事者適格に関する 法律(社)		⑤⑩	労働組合に当事者適 格付与
		37. 8. 21	電気事業及び石炭鉱業にお ける争議行為の方法の規制 に関する法律を廃止する法 律(民)		⑤⑩	
46	参	39. 2. 25	同 上		⑤	
48	参	40. 1. 23	同 上		⑤	
51	衆	41. 2. 25	同 上		⑤⑨	
		41. 3. 3		労働組合法の一部改正法	⑤	労委の任期延長と東京、大阪の地労委委 員数の増加
55	衆	42. 6. 7	同 上		⑤⑨	
65	衆	46. 5. 10	労働組合法の一部改正(社 会労働委員長)		⑤	中労委委員数の増加

番 号	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
68	衆	47. 4. 25	電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律(16)		⑤	
84		53. 2. 17		労働組合法の一部改正法		労働委員会の定数増

(2) 官公労働法(非現業公務員関係は除く)

番 号	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
4		23. 12. 3		公共企業体労働関係法	⑤	
		24. 3. 24		同 上一部改正法	⑤	
13		27. 5. 10		地方公営企業労働関係法	⑤	
16	衆	28. 6. 14	公共企業体等労働関係法の一部改正(社)		⑤	スト権回復、公労委の創設、専従職員制等
		同 上	地方公営企業労働関係法の一部改正(社)		⑤	スト権回復、専従職員制等
24		31. 3. 5		公共企業体等労働関係法の一部改正法	⑤	
26	参	32. 5. 7	公共企業体等労働関係法の一部改正(社)		⑤	五現業職員についての政治活動禁止の解除
27	衆	32. 11. 6	公共企業体等労働関係法の一部改正(社)		⑤	スト権回復、専従職員制等
		同 上	地方公営企業労働関係法の一部改正(社)		⑤	同 上
29	衆	33. 6. 28	公共企業体等労働関係法の一部改正(社)		⑤	同 上
		同 上	地方公営企業労働関係法の一部改正(社)		⑤	同 上
30	参	33. 10. 21	公共企業体等労働関係法等の一部改正(社)		⑤	ILO87号条約関連。オープン・ショップ制へ。
31	衆	33. 12. 11	公共企業体等労働関係法の一部改正(社)		⑤	スト権回復、専従職員制等
		同 上	地方公営企業労働関係法の一部改正(社)		⑤	同 上
	参	34. 2. 6	公共企業体等労働関係法等の一部改正(社)		⑤	
34		34. 4. 28		公共企業体等労働関係法の一部改正	⑤	ILO87号条約関連
		34. 4. 28		地方公営企業労働関係法の一部改正	⑤	同 上

審 議 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
38		36. 3. 25		上掲二件と同じ	㊤	同 上
40		37. 4. 13		同 上	㊤	同 上
43		38. 3. 2		同 上	㊤	同 上
44		38. 10. 17		同 上	㊤	同 上
46		38. 12. 20		同 上	㊤	同 上
48	参	40. 1. 22		同 上	㊤	同 上
		40. 4. 21	公共企業体等の労働者の労働基本権の確保及び回復のために公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(社)		㊤	
75		49. 12. 14		公共企業体等労働関係法の一部改正	㊤	公労委委員の定数増等

II 個別的労使関係法

(1) 労働基準法及び関連法

審 議 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
5		24. 4. 28		鉱山保安法	㊤	
13		27. 5. 10		労働基準法一部改正	㊤	貯蓄管理等に労使協定による制限導入。 女子深夜労働等の改正。 休業補償にスライド制
15	衆	28. 3. 11	労働基準法の一部改正(社)		㊤	打切補償できる期間を3年から5年へ。
19	参	29. 4. 28	労働基準法の一部改正 (各派)		㊤	一定の事業での歯科医師による健康診断義務新設
21	参	30. 1. 10	労働基準法の一部改正(社)		㊤	労災補償額に全面的にスライド制導入
22	参	30. 3. 31	労働基準法の一部改正(社)		㊤	同 上
28	参	33. 3. 17	労働基準法等の一部改正(社)		㊤	休業補償のスライド基準の改善とその他の補償へのスライド制導入
		33. 4. 21	労働基準法の一部改正(社)		㊤	女子深夜労働時間の特例の廃止
30		33. 9. 29		鉱山保安法の一部改正	㊤	
31		34. 2. 3		中小企業退職金共済法	㊤	

番号 国会	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
34	衆	34. 2. 18	労働基準法の一部改正(社)		㊦	増賃金率の改善と 女子深夜労働時間の 特例廃止
38		36. 2. 15		中小企業退職金共済法の一部 改正	㊧	
	参	36. 3. 16	労働基準法の一部改正(民)		㊨	女子深夜労働時間の 特例廃止
		36. 5. 31	労働基準法等の一部改正 (民)		㊩	休業補償等のスライ ド基準の改善
39	参	36. 9. 30	労働基準法の一部改正(民)			女子深夜労働時間の 特例廃止
40	参	37. 3. 8		鉱山保安法の一部改正	㊪	
		37. 2. 2	同 上		㊫	同 上
		37. 4. 17	労働基準法の一部改正(社)		㊬	平均賃金の算定方法 の改善
		37. 4. 17	炭鉱労働者退職給付特例法(社)		㊭	
43	参	38. 2. 8	労働基準法の一部改正(社)		㊮	同 上
		38. 2. 8	炭鉱労働者退職給付特例法(社)		㊯	
		38. 2. 22		労働災害の防止に関する法 律	㊰	
44		38.10.15		同 上	㊱	
46		39. 4. 2		鉱山保安法の一部改正	㊲	
48	衆	39. 1. 20		労働災害防止団体等に関す る法律	㊳	
		40. 4. 14	労働基準法の一部改正(社)		㊴	週休2日制導入など 労働時間短縮その他 労務基準の改善
51	衆	41. 3. 18	同 上			同 上
55		42. 4. 28		船舶災害防止協会等に関す る法律	㊵	
58	衆	43. 4. 25	労働基準法の一部改正(社)		㊶	週休2日制導入など 労働時間短縮その他 労務基準の改善
				中小企業退職金共済法の一部 改正	㊷	
63	参	45. 3. 26	出産手当法(公)		㊸	
		45. 3. 26	労働基準法の一部改正(社)		㊹	産休期間、出産手当 金支給期間の延長な ど
65	衆	46. 3. 18	労働基準法の一部改正(社)		㊺	週休2日制導入など 労働時間短縮その他 労務基準の改善

帝国 号会	院の 別	年 提 月 案 日	議 員 提 出 案 (委 員 長 提 案 を 含 む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
65	参	46. 2. 22	女子教育職員育児休暇法 (社)		㊦	
68		47. 2. 16		労働安全衛生法	㊦	
71	衆	48. 5. 25	休日範囲の改定等のための 民事訴訟法等の一部改正 (社)		㊦	週休2日制関係
		48. 5. 25	銀行法の一部改正 (社)		㊦	同 上
72	衆	49. 3. 2	労働基準法の一部改正 (社)		㊦	時間短縮と、女子保 護規定の改善
		49. 4. 6	休日範囲の改定等のための 民事訴訟法等の一部改正 (社)		㊦	週休2日制関係
75	衆	50. 2. 13		作業環境測定法	㊦	
		50. 5. 10	労働基準法の一部改正 (社)		㊦	時間短縮と女子保護 規定の改善
77		51. 2. 16		貨金の支払の確保等に関す る法律	㊦	
80		52. 3. 18		労働安全衛生法の一部改正	㊦	
84	衆	53. 4. 5	労働基準法の一部改正 (社)		㊦	週休2日制導入、賃 金割増率の引き上げ
		53. 4. 14	労働基準法の一部改正 (社)		㊦	男女差別禁止、母性 保護のための措置強 化
		53. 4. 28	労働基準法の一部改正 (共)		㊦	週休2日制、1 週40 時間制確立
	参	53. 5. 8	雇用における男女の平等取 扱いの促進に関する法律 (社)		㊦	男女平等原則と雇用 平等委員会の設置に よる救済手続の確立
88	衆	54. 9. 3	銀行法の一部改正 (社)		㊦	週休2日制関連
91		55. 2. 12		中小企業退職金共済法の一 部改正	㊦	
		55. 2. 29		労働安全衛生法の一部改正	㊦	建設工事の計画の安 全性に関する事前審 査制度の充実強化等
	衆	55. 5. 6	労働基準法の一部改正 (社)		㊦	週休2日制導入、賃 金割増率の引き上げ
	参	55. 5. 6	雇用における男女の平等取 扱いの促進に関する法律 (社)		㊦	53年提出法案と同じ

(2) 最低賃金法関係

番号 国会	院の 別	年 提 月 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
19	衆	29. 4. 9	最低賃金法(右社)		㊦	法定一律最低賃金制
		29. 4. 9	最低賃金保障金融公庫法 (右社)		㊦	
		29. 4. 9	最低賃金法(左社)		㊦	法定一律最低賃金制
		29. 4. 9	最低賃金保障金融公庫法 (左社)		㊦	
21	衆	29.12.10	最低賃金法(社)		㊦	法定一律最低賃金制
		29.12.10	最低賃金保障金融公庫法 (社)		㊦	
24	衆	31. 4.13	最低賃金法(社)		㊦	同 上
26	衆	32. 2.26	同 上		㊦	同 上
28		33. 2.15		最低賃金法	㊦	業者間協定中心
29	衆	33. 6.28	同 上		㊦	法定一律最低賃金制
30		33. 9.29		同 上	㊦	業者間協定中心
	衆	33.10. 1	同 上		㊦	法定一律最低賃金制
31		33.12.10		同 上	㊦	業者間協定中心
	衆	33.12.11	同 上		㊦	法定一律最低賃金制
34	衆	34. 4.21	同 上		㊦	同 上
38	衆	36. 3.22	同 上		㊦	同 上
39	参	36. 9.30	最低賃金法の一部改正(民)		㊦	労使協定、審議会決定方式への移行
40	衆	37. 3. 2	最低賃金法(社)		㊦	法定一律最低賃金制
43	衆	38. 2.25	同 上		㊦	同 上
	参	38. 2.15	最低賃金法の一部改正(民)		㊦	36年提出法案と同じ
46	衆	39. 2.25	最低賃金法の一部改正(民)		㊦	同 上
	衆	39. 3.27	最低賃金法(社)		㊦	最低賃金委員会による一律最低賃金決定方式
48	衆	40. 3. 5	最低賃金法(社)		㊦	同 上
51	衆	41. 3.18	同 上		㊦	同 上
52	衆	41. 2.25	最低賃金法の一部改正(民)		㊦	39年提出法案と同じ
55		42. 5.27		最低賃金法の一部改正	㊦	
	衆	42. 5.20	最低賃金法(社)		㊦	39年提出法案と同じ
58		43. 1.31		同 上	㊦	業者間協定方式の廃止等

番 号	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
58	衆	43. 1. 30	最低賃金法(社)		㊦	39年提出法案と同じ
	参	43. 3. 21	最低賃金法(公他)		㊦	委員会決定方式を原則(全国、地域)
61	衆	44. 3. 17	最低賃金法(社)		㊦	39年提出法案と同じ
62	参	44. 11. 29	最低賃金法(公)		㊦	43年提出法案と同じ
63	衆	45. 4. 2	最低賃金法(社)		㊦	39年提出法案と同じ
	参	45. 4. 9	最低賃金法(公)		㊦	43年提出法案と同じ
65	衆	46. 3. 18	最低賃金法(社)		㊦	39年提出法案と同じ
	参	45. 2. 19	最低賃金法(公)		㊦	43年提出法案と同じ
68	衆	47. 3. 25	最低賃金法(社)		㊦	39年提出案と同じ
	参	47. 3. 22	最低賃金法(公)		㊦	43年提出案と同じ
71	衆	48. 4. 10	最低賃金法(社)		㊦	39年提出案と同じ
72	衆	49. 3. 2	同 上		㊦	同 上
75	衆	50. 3. 24	同 上		㊦	同 上

(3) 家内労働法

番 号	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
26	衆	32. 2. 26	家内労働法(社)		㊦	労基局長による最低労働報酬の決定等
29	衆	33. 6. 28	同 上		㊦	同 上
30	衆	33. 10. 1	同 上		㊦	同 上
31	衆	33. 12. 11	同 上		㊦	同 上
43	衆	38. 3. 14	同 上		㊦	最低労働報酬の決定、家内労働者組合
48	衆	40. 4. 23	同 上		㊦	同 上
51	衆	41. 4. 14	同 上		㊦	同 上
55	衆	42. 5. 20	同 上		㊦	同 上
58	衆	43. 3. 15	同 上		㊦	同 上
61		44. 3. 25		家内労働法	㊦	
	参	44. 3. 20	家内労働法(公)		㊦	家内労働者手帳、労基局長による最低工資決定等
62	参	44. 11. 29	同 上		㊦	同 上
63		45. 2. 17		家内労働法	㊦	
	衆	45. 4. 2	家内労働法(社)		㊦	38年提案法と同じ
	参	45. 4. 9	家内労働法(公)		㊦	44年提案法と同じ

(4) じん肺、けい肺等の 特別の職業病対策

国会 番号	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
21	参	30. 1. 10	珪肺法(社)		㉔	珪肺に対する予防措置と、一部国庫負担による特別の上積み補償
22	参	30. 3. 31	珪肺法(社)		㉔	同 上
		30. 5. 23		けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法	㉕	予防措置と、国庫半額負担の特別補償等
28	参	33. 3. 17	けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正(社)		㉔	転換・療養給付の充実、付加給付の支給等
		33. 4. 22	けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法(自民、社会、緑風)		㉔	5年を経過してもなおらない者に対し、国庫負担つき特別給付
34		34. 12. 29		じん肺法	㉔	
	衆	35. 3. 29	上記法律の一部改正(社)			同臨時措置法の期間1年延長
38	参	36. 5. 31	じん肺法の一部改正(民、公)		㉔	じん肺補償の前段
40	参	37. 4. 17	じん肺法の一部改正(社)		㉔	転退職時健康診断、じん肺労働者手帳制、作業転換命令制、補償の特例等
43	参	38. 2. 8	同 上		㉔	同 上
51	参	40. 12. 20	一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(社)		㉔	予防、健康管理、解雇制限、特別補償
55		42. 6. 9		炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	㉔	

(5) 労災保険法

国会 番号	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
2		23. 6. 11		労災保険法の一部改正	㉔	
5		24. 4. 25		同 上	㉔	
7		25. 4. 8		同 上	㉔	
10		26. 2. 28		同 上	㉔	
22		30. 5. 30		同 上	㉔	

審議会 番号	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
24	参	31. 5. 28	労災保険法の一部改正(社)		㉔	都道府県・五大市の 六宮事業を非適用事 業とする
34		31. 12. 29		同 上	㉕	長期・中途化と(国庫自 国導入
38	参	36. 5. 31	同 上		㉖	じん肺給付(国庫負 担つき)創設等じん 肺患者の保護
48		40. 2. 18		同 上	㉗	年金化の拡充等
55		42. 4. 28		同 上	㉘	
58	衆	43. 4. 27	同 上		㉙	全面適用化と給付内 容の改善
61		44. 3. 4		同 上	㉚	
62		44. 12. 1		同 上	㉛	
63		45. 3. 2		同 上	㉜	障害補償年金、遺族 年金の額の改善等
	衆	45. 4. 10	同 上			通勤災害補償制導入、 障害補償年金の改善、 スライド制等
71		48. 2. 17		同 上	㉝	通勤災害補償制創設
72		49. 2. 18		同 上	㉞	障害補償年金、遺族 補償年金の引上げ
74		49. 12. 14		同 上	㉟	同 上
77		51. 2. 10		同 上	㊱	労働福祉事業新設、 長期療養者に対する 補償の改正等

Ⅲ 雇用保障法

(1) 一般

審議会 番号	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
1		22. 8. 13		職業安定法	㉔	
2		23. 6. 14		船員職業安定法	㉕	
		23. 6. 16		職業安定法の一部改正	㉖	
5		24. 4. 21		同 上	㉗	
		24. 4. 22		緊急失業対策法	㉘	
7		25. 4. 6		船員職業安定法の一部改正	㉙	

番 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
16	衆	28. 7. 31	昭和28年6月及び7月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法(水害対策特別委員長)		㊦	
17	衆	28. 11. 6	上掲特別措置法の一部改正(各派)		㊦	昭和28年風水害立法を同年の冷害にも適用
23	衆	30. 12. 10	緊急失業対策法の一部改正(社)		㊦	国庫補助率の引上げ
26		32. 3. 25		雇用審議会設置法	㊦	
27	衆	32. 11. 8	国又は地方公共団体が失業対策事業に雇用した職員に対する期末手当に関する法律(社)		㊦	
28		33. 2. 21		職業訓練法	㊦	
31	衆	34. 3. 31	職業訓練法の一部改正(社)		㊦	市町村、労働組合等の行う職業訓練への補助
	参	34. 3. 27	身体障害者雇用法(社)		㊦	身障者の雇用義務、賃金補助、解雇制限など
33		34. 11. 5		昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法	㊦	
	衆	34. 11. 12	昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法(社)		㊦	
34		35. 2. 17		身体障害者雇用促進法	㊦	
38		36. 2. 24		雇用促進事業用法	㊦	
	衆	36. 6. 3	職業安定法等の一部改正(社)			地方事務官の廃止
43		38. 1. 28		雇用促進事業用法の一部改正	㊦	金属鉱業離職者に対する業務の特例
		38. 2. 13		職業安定法及び緊急失業対策法の一部改正	㊦	中高年失業者に対する就職促進のための特別措置、失対事業を失業者就労事業と高齢失業者等就労事業に二分等
	衆	38. 2. 11	職業安定法等の一部改正(社)		㊦	地方事務官の廃止

番号 国会	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
	参	38. 3. 20	中高年齢者雇用促進法(民)		㊦	雇用割合の設定による雇用義務創設
46	衆	39. 5. 16	同 上		㊦	同 上
51		41. 3. 30		雇用対策法	㊦	
	衆	41. 2. 16	同 上			同 上
55		42. 4. 24		雇用促進事業団法の一部改正	㊦	
58	衆	43. 4. 18	身体障害者雇用促進法の一部改正(社)		㊦	雇用率の引上げと法定化、雇用義務の強化
61		44. 3. 31		職業訓練法	㊦	
65		46. 2. 16		中高年齢者の雇用の促進に関する法律	㊦	
68	衆	47. 4. 20	緊急雇用安定臨時措置法(社)		㊦	特定指定業種からの離職者に対する再就職の援護等の特別措置(5年の間時法)
71		48. 3. 14		雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部改正	㊦	高齢者、身障者のための施策充実、移転就職者用住宅貸与制、
	衆	48. 4. 19	同 上		㊦	
75	参	50. 4. 1	母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法(公)		㊦	雇用率の設定等による母子家庭の母等の雇用援助
76	衆	50. 11. 13	雇用及び失業対策緊急措置法(社)		㊦	失業給付額の増額、失対事業の拡大、大量解雇の制限、不払賃金に対する措置等
77		51. 4. 21		身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正	㊦	身体障害者雇用納付金制度の創設、高齢者雇用率制度の創設等
	衆	52. 4. 1	雇用保険等臨時特例法(社)		㊦	失業給付の給付日数の延長等給付内容の改善、失対事業の拡大等
80	衆	52. 5. 17	母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法(社・公・共)		㊦	50年公明党案とはば同じ
		53. 3. 8		職業訓練法の一部改正	㊦	
84	衆	53. 4. 5	雇用対策法の一部改正(社)		㊦	大量解雇の届出制、それに対する知事の勧告制創設
	参	53. 5. 8	雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律(社)		㊦	不平等取扱い禁止と救済措置

番 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
85	衆	53. 4. 14	雇用対策法の一部改正(社)		㊦	
87	衆	54. 2. 22	定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律(公)		㊦	65歳未満の定年制、雇入れ拒否、職業紹介拒否等禁止等
		51. 3. 2	定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律(社)		㊦	60歳未満の定年制、雇入れ拒否、職業紹介拒否の禁止等
88	衆	54. 9. 1	定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律(公)		㊦	
91	衆	55. 4. 8	定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律(社、公、共、民)		㊦	65歳未満の定年制、雇入れ拒否、職業紹介拒否の禁止等
		55. 4. 17	雇用対策法の一部改正(社)		㊦	
		55. 4. 18	中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正(社、公、共、民)		㊦	制度の強化
	参	55. 5. 6	雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律(社)		㊦	53年提出法と同じ

(2) 特定業種、職種、職域、地域のための立法

(4) 駐留軍関係

番 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
27	衆	32. 11. 4	駐留軍関係離職者等臨時措置法(社)		㊦ 28国会で ㊦	対策協議会設置、職業輔導、住宅等の特別措置、特別給付金の支給
28	衆	33. 4. 8	駐留軍関係離職者等臨時措置法(内閣委員長)		㊦	ほぼ同上
31	衆		同上法の一部改正(社)		㊦	協議会への事務局設置、特別給付金の対象拡大等
38	衆	36. 5. 10	同上法の一部改正(内閣委員長)		㊦	
40	衆	37. 4. 19	同上法の一部改正(社)		㊦	特別給付金支給要件緩和と、雇入れ事業主への雇用奨励金
43	衆	38. 1. 20	同 上		㊦	同 上
		38. 3. 20		駐留軍離職者等臨時措置法の一部改正	㊦	特別給付金対象者の範囲拡大

番 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
44	衆	38. 10. 17	駐留軍労働者の雇用安定に関する法律 (社)		㊦	解雇制限、転職促進措置の実施等
		39. 2. 8	同 上		㊦	同 上
48	衆	40. 3. 5	同 上		㊦	同 上
		40. 4. 23	駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正 (社)		㊦	中央協議会への離職者代表の意見具中の機会確保、就職指導強化、就職促進手当、雇用奨励金制度創設等
50	参	40. 11. 4	同 上		㊦	同 上
51	衆	41. 2. 14	駐留軍労働者の雇用安定に関する法律 (社)		㊦	38年提出案と同じ
		41. 6. 23	駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正 (自、社、民)		㊦	特別の就職指導、就職促進手当、雇用奨励金
	参	40. 12. 20	駐留軍離職者等臨時措置法の一部改正 (社)		㊦	40年4月衆議院社会党提案法と同じ
55		42. 3. 29		駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正	㊦	
	衆	42. 6. 6	駐留軍労働者の雇用安定に関する法律 (社)		㊦	
58		43. 1. 31		同 上	㊦	
	衆	43. 3. 15	同 上		㊦	
63	衆	45. 2. 21	同 上		㊦	
71		48. 2. 9		同 上	㊦	広域求職活動費用の支給
84		53. 2. 16		同 上	㊦	法の有効期間延長

(ロ) 炭鉱労働者関係

番 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
33		34. 11. 14		炭鉱離職者臨時措置法	㊦	
		37. 1. 22		同上法の一部改正	㊦	
40	衆	37. 3. 9	炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法 (社)		㊦	解雇制限、間接雇用の禁止など
42		37. 12. 8		同 上	㊦	
43		38. 1. 25		同 上	㊦	手帳制度新設による特別措置、就職促進手当等

審議 番号	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
51		41. 2. 17		同 上	㊤	就職促進手当日額の 引上げ
53		41. 12. 12		同 上	㊤	
55		42. 3. 22		同 上	㊤	
61		44. 2. 19		同 上	㊤	
71		48. 2. 9		同 上	㊤	
80		52. 2. 21		同 上	㊤	

(イ) 港湾労働者

審議 番号	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
16	衆	28. 7. 30	港湾労働法(社)		㊤	就労できなかった港 湾労働者に保障手当 を支給することなど
24	衆	31. 5. 31	港湾労働者の雇用安定に 関する法律(社)		㊤	港湾労働者を三種に わけて雇用の優先順 位を設け、そのうち の指定港湾労働者の 不就業の場合、不就 業手当を支給
34	衆	34. 5. 11	同 上		㊤	同 上
38	衆	36. 4. 5	同 上		㊤	同 上
40	衆	37. 3. 9	同 上		㊤	同 上
43	衆	38. 3. 11	同 上		㊤	同 上
48		40. 2. 18		港湾労働法	㊤	
58	衆	43. 4. 18	港湾労働法の一部改正(社)			事業主の登録日雇港 湾労働者以外の使用 禁止
71		48. 2. 16		港湾労働法の一部改正	㊤	
87		54. 2. 13		同 上	㊤	

(ロ) 国有林労働者

審議 番号	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
46	参	39. 3. 7	国有林労働者の雇用安定に 関する法律(社)		㊤	労働者の常雇化と冬 期休業の場合の特別 休業手当制
48	参	40. 3. 7	同 上		㊤	同 上

番 国 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
51	衆	41. 2. 14	同 上		㊤	同 上
55	衆	42. 6. 6	同 上		㊤	同 上
58	衆	43. 3. 15	同 上		㊤	同 上
63	衆	45. 4. 2	同 上		㊤	同 上
71	衆	48. 4. 10	同 上		㊤	同 上
72	衆	49. 3. 29	同 上		㊤	同 上

(四) 建設労働者

番 国 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
75	参	50. 3. 28	建設労働法(社)		㊤	雇用関係明確化の情 置、事業主の納付金 を財源とする懸天候 手当等
77		51. 2. 16		建設労働者の雇用の改善等 に関する法律	㊤	
	衆	51. 5. 6	同 上		㊤	

(五) その他

番 国 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
82	衆	52. 11. 1	特定不況業種離職者臨時措 置法(社会労働委員長)		㊤	
		52. 11. 22	船員の雇用の促進に関する 特別措置法(運輸委員長)		㊤	
		52. 11. 22	国際協定の締結等に伴う漁 業離職者に関する臨時措 置法(社会労働委員長)		㊤	
83	衆	52. 12. 7	同 上		㊤	再就職促進措置、給 付金の支給等
		52. 12. 7	特定不況業種離職者臨時措 置法(社会労働委員長)		㊤	失業の予防措置、再 就職援助等に関する 計画作成、特別援助 措置等
		52. 12. 7	船員の雇用の促進に関する 特別措置法(運輸委員長)		㊤	就職促進給付金支給、 船員雇用促進センタ ーによる雇用促進等 事業等

審判 号会	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
85		53. 9. 30		特定不況地域雇員者臨時措置法	㊦	
87		54. 3. 2		船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正	㊦	
(3) 失業保障						
審判 号会	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
1		22. 8. 28		失業手当法	㊦	失業保険金の受給資格のない者に全額同床負担の手当支給
		22. 8. 28		失業保険法	㊦	
5		24. 4. 21		失業保険法の一部改正	㊦	適用拡大、日雇失業保険の創設、給付率の改善等
8		25. 7. 15		同 上	㊦	日雇失業受給要件緩和、同待期日数短縮
13		27. 3. 13		同 上	㊦	保険料率の引下げ等
16	衆	28. 7. 31	昭和28年6月及び7月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律(水害対策特別委員長)		㊦	水害により休業する労働者を失業者とみなして法を適用
22		30. 5. 26		同 上	㊦	適用範囲拡大、給付日数4段階化等
26		32. 2. 20		同 上	㊦	
28		33. 4. 7		同 上		
29	衆	33. 7. 1	失業保険金の給付日数に関する臨時措置法(社)		㊦	不況状況に対応して給付日数を臨時的に増加
		33. 12. 11	同 上		㊦	同 上
31	衆	34. 3. 26	健康保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法及び厚生年金保険法の一部改正(社)		㊦	社会保険の五人未満事業所への適用
		34. 11. 5		昭和34年7月及び8月の水害並びに同年8月及び9月の風水害に関する失業保険特例法	㊦	
33	衆	34. 11. 12	昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害に関する失業保険特例法(社)		㊦	

番号 国会	院の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経過	備 考
33	衆	34. 12. 21	失業保険法及び職業安定法の一部改正(自)		㊦	34国会で成立
34	衆	35. 3. 16	失業保険法及び職業安定法の一部改正(社)		㊦	給付日数、日額の増加と広域職業活動の実施およびその場合の給付日数増、就職支度金制度新設
		34. 12. 21	失業保険法及び職業安定法の一部改正(自)		㊦	保険料率、国庫負担率引下げ、職業訓練受講者、広域職業紹介を受ける者の給付日数延長、就職支度金制度新設等
38	衆	36. 2. 15		失業保険法の一部改正	㊦	日額最高限度引上げ、日雇失保給付内容改善
		36. 3. 31	失業保険法の一部改正(社)			給付日数、日額の増加と国庫負担率増
43		38. 2. 28		同 上	㊦	扶養加算、技能習得手当、寄宿手当、傷病給付金制度新設等
51		41. 2. 17		同 上	㊦	日雇失業保険金日額の引上げ等
55		42. 4. 28		失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正	㊦	5人未満事業所への適用拡大等
61		44. 3. 4		同 上	㊦	同 上
62		44. 12. 1		同 上	㊦	同上と長期被保険者給付日数、日雇失保給付内容改善等
68	衆	47. 3. 9	同 上		㊦	給付率、給付日数の改善
71	衆	48. 4. 19	同 上		㊦	日額の引上げ等給付内容改善、保険料負担割合の適正化
72	衆	49. 2. 12		雇用保険法	㊦	
		49. 3. 29	失業保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正(社)		㊦	給付率、給付日数、給付期間の改善等
74		49. 12. 14		雇用保険法	㊦	
80	衆	52. 4. 1	雇用保険等臨時特例法(社)		㊦	不況に対応し、給付期間、給付日数等を臨時的に改善
87		54. 2. 10		雇用保険法の一部改正	㊦	

番 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
87	衆	54. 5. 22	失業手当法(社)		⑧	雇用保険法上の給付 め受給資格のない失 業者に手当を支給
91	衆	55. 4. 17	同 上		⑧	同 上
IV その他						
番 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
13	参	27. 5. 20	労働金庫法(各派)		⑧	
15	参	27. 12. 13	同 上		⑧	
16	衆 参	28. 6. 15	労働金庫法(社)		⑧	
		28. 7. 14	労働金庫法(各派)		⑧	
22	衆	30. 7. 25	労働者福利共済団体法(社)		⑧	会員の死亡、疾病等 についての相互共済 制度
24	衆	31. 2. 15		労働保険審査官及び労働保 険審査会法		
		31. 5. 17	労働者福祉施設資金の運用 に関する法律(社)		⑧	厚年積立金の利子分 を労働者の福祉に運 用
26		32. 3. 22		労働福祉事業団法	⑧	
28		33. 2. 11		日本労働協会法	⑧	
31	衆	34. 2. 3		中小企業退職金共済法	⑧	
		34. 3. 26	政府に対する不正手段によ る支払請求の防止等に関す る法律を廃止する法律の一 部改正(社)		⑧	一般職種別賃金制の 廃止
38		36. 2. 16		中小企業退職金共済法の一 部改正	⑧	
43		38. 3. 30		政府に対する不正手段によ る支払請求の防止等に関す る法律を廃止する法律の一 部改正	⑧	一般職種別賃金制の 廃止
46		39. 2. 3		労働保険審査官及び労働保 険審査会法の一部改正	⑧	
		39. 2. 12		中小企業退職金共済法の一 部改正	⑧	
		39. 1. 20		労働災害防止団体等に関す る法律	⑧	
51		41. 6. 9	日本勤労者住宅協会法 (自民、社会、民社)		⑧	勤労者むけ住宅建設 等のための、労働金 庫等の出資による協 会の設立

番 号 会	院 の 別	年 月 日 案	議 員 提 出 案 (委員長提案を含む)	政 府 提 出 案	経 過	備 考
58	衆	43. 4. 26	社会保険労務士法 (社会労働委員長)		㉔	社会保険労務士制度創設
61		44. 3. 25		労働保険の保険料の徴収等に関する法律	㉕	
62		44. 12. 1		同 上	㉖	
63		45. 3. 3		中小企業退職金共済法の一部改正	㉗	掛金月額増、国庫補助の対象部分引き上げ等
		45. 3. 24		勤労青少年福祉法	㉘	
65		46. 2. 13		勤労者財産形成促進法	㉙	
68		47. 3. 14		勤労婦人福祉法	㉚	
	衆	47. 5. 19	日本勤労者住宅協会法の一部改正 (建設委員長)		㉛	建設大臣の監督規定の整備等
72		49. 3. 9		勤労者財産形成促進法の一部改正	㉜	財形貯蓄範囲拡大、財形給付金制度の創設等
75		50. 2. 13		同 上	㉝	同 上
		50. 2. 15		中小企業退職金共済法の一部改正	㉞	掛金月額、国庫負担額増、通算要件緩和等
84		53. 2. 16		同 上	㉟	財形基金設立、給付金制度、融資限度額増等
	衆	53. 5. 9	社会保険労務士法の一部改正 (社会労働委員長)		㊱	業務の追加、試験科目の追加、社会保険労務士会、同連合会設立等
91		55. 2. 12		中小企業退職金共済法の一部改正	㊲	適用範囲拡大、掛金月額、国庫負担増等

(注)

- 非現業公務員関係立法、船員保険法関係は除外した。
- 法案の内容は、備考欄に、議院提案を中心に略述したが、内容が周知されているもの、および政府提出案のものは省略した。ただし政府提出案も議員提出案との関連でとくに便宜と思われるものは揭示した。
- 議員提出案欄のカッコ内は提案議員の所属政党を示し、自民＝自由民主党、社＝日本社会党、共＝日本共産党、公＝公明党、民社＝民主社会党、各派＝各派共同提案を示す。
- 経過欄の略符号の意味は、それぞれ、つぎのとおりである。
 ㉔＝無修正で成立、㉕＝議員修正つき成立、㉖＝次国会へ継続審査となったもの、㉗＝廃案となったもの、㉘＝撤回されたもの、㉙＝否決されたもの
- 本表は備考欄を除き、衆議院法制局、「国会制定法審議要録」各巻末に掲載の「法律成立経過」、「不成立法審議経過」の表によった。